

第七回 參議院通商産業委員會會議錄第九号

昭和二十五年二月十五日(水曜日)午後一時二十九分開会

委員の異動

二月十三日委員小林英三君、小杉繁安君及び境野清雄君辭任につき、その補欠として高橋啓君及び深川榮左衛門君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○帝國石油株式會社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めるの件(内閣送付)

○派遣議員の報告

○中小企業振興に關する調査の件(右の件に關し証人の証言あり)

○委員長(小畑哲夫君) これより委員會を開きます。

本日は今回本委員會に付託されました帝國石油株式會社法を廢止する法律案、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めるの件、この二件に關し政府の提案理由の説明を求め、ついで中小企業振興に關する調査の第三回として當面の纖維業の諸問題に關し、關係者の証言を聞くことにいたします。二つの案件の内、帝石法廢止法案は參議院の先議になつております。本審査で、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めるの件は予備審査であります。それでは大臣の提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 只今議題

となりました二つの法案のうち、先ず帝國石油株式會社法を廢止する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

帝國石油株式會社法は、石油資源の開発を振興するため、政府が帝國石油株式會社の資本金の半額に當る五千万円を出資し、その直接の監督と助成の下に必要な事業を営ましめることとの目的を以て、昭和十六年三月十五日法律第七十三号で公布されました。同法は情勢に応じて、資本金を四億六千万に増加いたしました。終戦を迎えたわけでありましたが、企業再建整備法による特損が約三億円に達しましたので、特別整理會社の指定を受け、昭和二十四年五月十四日に持株會社整理委員會の決定指令に基き、保有株式の処分及び未利用餘額の処分案を織り込みました整備計画を提出いたしました。これは同年八月三十一日に無條件に許可になりました。同社はそのまま存続することとなつたわけでありました。

さて持株會社整理委員會の指令に基き保有株式の処分につきましては、引き続き必要な手續を経てこれが実行に當つておりましたが、昭和二十五年二月に至りまして、これらにかかるところの措置が全く終りまして、持株會社整理委員會から、終結指令の通達を受ける段階に至つたのであります。

この間におきまして、政府は先に財政收入の確保を図るために、同社に對

する政府の出資義務を解除し、政府所有の株式を処分することができるよう、帝國石油株式會社法の一部改正を行なつて、この前の國會で御審議願つたのであります。以上申し上げましたごとく、過度経済力集中排除法に基き諸般の措置が終りましたので、帝國石油株式會社の特殊會社としての性格を變更いたしました。商法による會社として存続させる必要がありますので、同法を商法に適合してない事項を、同法に適合させるため、必要な定款の變更の決議をすることができるようになり、且つ帝國石油株式會社法を廢止するため、この法律案を提案する次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に電気試験所熊本支所設置について國會の承認を求めるの件の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、國の地方行政機關を設置する場合として、地方自治法第五十六條第四項の規定によりまして、國會の承認を必要とするのであります。

電気試験所の行う電気計器の検定見込箇数は、昭和二十四年度百八十万箇、二十五年度二百三十万箇、二十六年度二百四十七万箇、二十七年二百五十五万箇と年々増加の傾向にあります。現存の設備能力では処理困難の状態であります。殊に九州地方においては、この傾向が甚だしく、要検定箇

数は二十五万七千箇と見込まれるのであります。これは現在設置されてい

る福岡支所の処理能力を著しく超えるものであります。この際熊本本市に支所を設置して、電気計器の分布状態より見て、その検定に不便を感じている南九州地方における電気計器の検定を、取敢えず年間六万箇の予定で取扱ふせよとするものであります。

又當支所においては、電気計器の検定のみでなく、電気計測器の試験と併せて電氣に關する研究、調査及び技術指導をも行なつて、当該地方の電氣事業の進歩發達に寄與しようとするものであります。

以上の理由によりまして、熊本支所を設置する必要があるものであります。尚二十五年度予算におきましては、その設置に必要な経費千八百五十六万六千四百四十円を組んでおります。何とぞ慎重御審議の上御承認下さるようお願いいたします。

○委員長(小畑哲夫君) お諮りいたします。この二件に關する質疑は次の機会に延ばして、本日は直ちに次の議題に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小畑哲夫君) それでは中小企業振興に關する調査の第三回として、纖維業の問題を研究することにいたします。

纖維業は昨年の春生糸の統制撤廢の頃よりいろ／＼の問題が山積してあり

ますので、この点に鑑み実は昨年の秋、閉会中ではありましたが、委員長は特に境野委員に委嘱して、個人的に關東及び新潟の各機業地を視察して貰つたのであります。境野君の視察は本日の問題と頗る密接な關係がありますので、本日は丁度よい機会ですから、この際簡単に同君の報告を願うことにしてはと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと認めます。それでは簡単に各地を御視察なされた結果について、境野君お願いいたします。

○委員外議員(境野清雄君) それでは只今お話のありました通り、私、昨年九月二十八日に八王子を視察いたしました。十月三日から六日までの間、秩父、館林、佐野、足利、桐生、伊勢崎、關東の六大産地を視察いたしました。続きまして十月十九日から二十二日まで新潟県の小千谷、十日町、栃尾、見付、加茂、龜田、六大産地を視察いたしましたので、この視察いたしました経過について概略を御報告申し上げます。視察した地域は丁度關東及び新潟の機業地でありまして、主として絹、人絹の産地であります。この中には佐野に若干の絹織物がありましたし、又小千谷に多少の麻織物があつたのでありますけれど、大部分は絹織物の産地でありまして、その絹織物の産地にその後人絹織物が加わつて来たというようになつてい

産地のみでありまして、たゞ／＼我が国におきまして二十四年の七月一日におきまして、絹人絹力織機の登録台数は、広巾に換算いたしまして十四万六千台ありますが、そのうち、私共が視察いたしました地域は、丁度關東の七六八台、新潟の六六八台におきまして八千六百七十七台、合せて三万七千六百七十七台でありまして、全国比較の二六％弱の地点を廻つて来たのでありますが、これは全国的に見ましたならば、私共が参りました十三産地、それらを統計したものでまだ上廻つている福井のごとき土地があるものであります、大体私共の廻りました地域の機械は、広巾よりは比較的小巾の多い地域でありまして、私共、力織機について見まして、広巾の多い土地は殆んど小巾が多いという形でありまして、広巾、小巾相半ばしておりますのは佐野、栃尾で、伊勢崎も手機をのけていて、力織機だけでは半々になつてゐる。その他の土地は殆んど小巾物が多い、いわゆる昔のような形になつてゐるのであります。併しながらこの産地は殆んど小巾から完全に現実に置きましては、広巾に非常な移行をしておる。最も小巾が圧倒的に多い十日町に見てみても、戦争前におきましては広巾の割合が一三％でありましたが、私共の視察いたしました二十四年の九月におきましては、三九％に広巾の割合が殖えておるといふような形でありまして、私共の廻りました各産地共に小巾はどし／＼止めまして、広巾に變つておるといふような形になつておるのであります。

次に私共が視察いたしました時期が丁度シャープ勧告案が発表されて、織物業界は多年の要望が漸く報いられて、そうして消費税が撤廃されるという見通しを得た時期なのであります。後で又申し上げますが、消費税の撤廃は将来においては確かに明るいものと約束されておつたのであります。が、現実では消費税の撤廃を見越しての消費の手控えが非常に多くなつて現れており、業界は意外な苦境に立つておつた時代であつたのであります。このことは視察の目的がたゞ／＼消費税撤廃による諸種の影響を調査することを目的としたことと併せて、留意すべき点であつたと思つたのであります。尙これらの地方には、いずれも織物業以外には殆んど他の産物がないといふことなのであります。これは尤も、秩父におきましてはセメントがあるとか、或いは館林の醸造だとか、製粉、又加茂の木製品というように、若干の他産業もあるのですが、概して耕地が狭くて、他に見るべき産業がない所に、織物業が興つてゐるという形であり、殊に新潟県におきましては、雪と織物の關係が密接なものがあつて、こゝういふような他に産業が少いだけに、各産地とも織物業の好不況というものに、重大な関心を土地全体が寄せておるといふような状況であります。

以上が私共の廻りました各産地の概況でありまして、個々の問題につきまして、極く簡単に御報告申し上げたいと思ひます。先ず第一に、私共の調査いたしました消費税並びに税制の問題、これにつきましては、織物消費税について、シャープ勧告案は、これは生活必需品に対する課税の一つであると断定いたしましたので、すべての織物消費税を完全に撤廃するように勧告しておつたのであります。そうして我々が視察いたしましたときには、すでにシャープ博士が心配されておりましたように、全面的な買控えが発生しておりました。或る百貨店のごとき、私共が行つておりますときに、電報を打ちまして、仕入れを中止しろといふような例があつたのであります。業者の消費税の即時軽減の要望は非常に熾烈なものがあつたのであります。併し政府当局は九月まで遡及することは勿論、十一月実施の計画すらこれを行ふことなく、遂に二十五年の一月から全廃するという形をとつたのであります。これは織物業界におきましては、稀に見る混乱を惹起することになり、多年の要望にも拘わらず、消費税撤廃が物凄く陣痛の痛みを伴つたといふような結果は事實であつたのであります。

次に価格の差益金問題、これは価格差益金はインフレ時代の所産でありまして、公定価格の上昇に伴つて価格差益金を徴せられたことは、一見見ますと公平のように見られるのであります。が、併しこのために企業の資本力を弱小化したしまして、次の仕入には前回と同量を仕入れるといふことは不可能になつており、従つて縮小再生産の過程を辿らざる結果となつたのであります。加ふるに我々が視察いたしましたときには、絹関係の統制が全面的に廃止された影響を受けて、絹織物の価格は公定価格を下廻つておつた時期でありまして、価格差益金の未納額は強制的に徴収されるか否かといふことにつきましては、業者の関心は非常に強かつたのであります。蓋し公定価格が引上げられるときは、儲けるだらうといふ仮定の下に価格差益金を徴収するのであります。併し販売価格が下落の傾向にあるときには、決してその補給金を支給するといふことをしない。この政策の矛盾に對しまして、業者の怨嗟の聲は非常に強かつたといふように私共は感じておつたのであります。

次に金融に関する諸問題、これは下ツジラインの強行によりまして、一般的に金詰りが著しく悪くなつておつたといふことは、私共が説明するまでもないのであります。これは中小企業に被害を及ぼしてゐるといふことも又事實でありまして、一般に織物関係の業者が、商業といわず、工業といわす、中小企業が多いことも又事實であります。殊にそれは絹織物並びに人絹織物については著しく中小企業者が多いのであります。この業界における金詰りの実情は、實際私共が廻りましてひゞいものがあつたのであります。こゝのような中小企業一般の金詰りに加へまして、織物業界における金詰りの原因というものは、私共の視察した地点におきましては、三つの事実から特に深刻さを増しているのではないかと、こゝういふふうな考へておつたのであります。その一つは、価格差益金の徴収によりまして、資本力の弱体化であり、又他の一つは、消費税の撤廃見越の買控えによつて生じた滞貨である。又もう一つの理由は、生糸の価格は夏頃に比較して、著しく昂騰しておつて、いわゆる原料高の製品安といふような現象があつたので、この三つに

つて、全く骨抜にされようとしている
ような、産地方面の忿懣の聲が起つて
いるという事は事実だといふような
ふうに見受けられるのであります。

又次に、統制に伴う諸問題に關しま
しても、二十四年の六月から、生糸及
び織物統制が撤廃されて、価格の
低落という事実と相俟ちまして、業界
には相當の衝撃を與えたのであります
が、それが却つて後に述べますよう
に、合理化の氣運を促進し、優秀製品
の生産という好結果をもたらしたとい
うことは事実であります。他面統制の
廃止は自由競争でありまして、自由競
争は、或意味におきましては、資本力
のある者が勝つ世界である。そのため
に零細な企業が打撃を受けたことも事
実又争ひ得ない、併し統制の廃止は、
各人の創意を生かし、能力を十分に発
揮し得るという点におきまして、歡迎
されているようでもあります。それだけ
に統制の廃止されていなかつた当時の
人絹とか、スフ、麻等に対して統制撤
廃の聲は各地において相當叫ばれてお
つたのであります。殊に我が國のよう
に、絹、人絹、混ぜ織物の多い所で
は、一方だけ自由にいたしまして、他
方を統制するという事は、奇怪千萬
なことであつて、すべての纖維原料の
統制は早晩外されなければならんとい
うことを痛感したのであります。ただ
統制を外す場合に、外し方に問題があ
るという事は勿論のことでありませ
うが、いづれにしても、私共が御りま
した際に、各種の原料糸といふものの統
制は、即時に撤廃して貰いたいといふ
ような意向が非常に強かつたようであ
ります。統制をただ外すことは非常に
いいのでありますが、検査を自由にす

るといふことに對しては、議論が相當
分れておつたように見受けおつたの
であります。觀察した各産地はそれぞ
れ自治検査を施行しておつたのであり
ますが、それがいつまで続き得るかに
ついては、組合の理事者は危惧の念を
抱いておつたのであります。織物消費
税のある間はこれに附随して検査も容
易であるのでありますが、消費税が撤
廃された後におきまして、検査を勵行
し得るや否やという疑問があるのであ
ります。産地の名譽を維持する上か
ら、検査を是非とも勵行して行きたい
といふような意向は各産地とも非常に
強かつたのであります。

尙次に合理化の進展状況はどうか、
こゝういふ問題を調査したのであります
が、合理化の目標は優秀品を廉価に製
織するといふ点にあるのであります。
さて、この点において合理化について、
各産地の業者はいずれも異常な熱意を
持つておつたのであります。併しそれ
を実現するには幾多の困難があるの
じやないかといふように見受けおつた
のであります。

原価を引下げることの困難の第一は操
業率がまだ低いといふことでありま
す。我々の見たところでは絹、人絹織
物については約七八割の操業をしてお
つたのでありますが、綿織物につきま
しては、百五六十台の織機がありまし
ても、僅かに二十台ぐらゐしか動いて
おらないといふようなのがあつたので
あります。絹、人絹織物についても前
述のように、原料糸の保有高が少なく
ないために、いつ休業の憂目を見なけれ
ばならないかといふような不安は相當否
定でき得ない事実であります。

第二の困難は機械が非常に古くなつ
て、おるといふような問題でありまし
て、これは企業整備が鉄製品の供出に
主眼を置きましたので、どうしても旧
式のものが多く残つておつたというき
らいがあります。戦後におきまして政
府の特別の考慮の下に、優秀機械の復
元が行われて来たのでありますが、そ
の代償はまだ十分とは言えない、こゝ
ういふふうに見受けおつたのであります。各
工場思い思いの機械を入れてその種類
が千差万別のために、輸出商品のごと
き大量統一な製品を要求される場合
に、これに應じ得ないといふような欠
点が多々あるように見受けおつたのであ
ります。原価を引下げて製品を廉価に規
格を引下げれば合理化の効果はないの
であります。が、製品の優秀化について
業者の努力は最近大いに上つて来たよ
うに思ふのであります。こゝういふよう
な点から見ても、徐々に従来の企
業経営の合理化といふものは、相當伸
張をしておるようになつたのであり
ますが併し幾多の困難もまだある
のであります。その一つといつたしまし
ては染料が非常に悪いといふことであ
ります。戦後の染料は非常に粗悪であ
りまして、顔色が甚だしいことは輸出
は勿論のこと、内地向きについても大
いにこの点は考慮しなければならん
じやないか、この方面に対する政府の
一段の努力を我々は希望するものであ
ります。

その第二は各産地の中には産地独特
の製品を持たない。いわゆる製品の種
類が刻々に変化するために、技術の向
上が阻止されておることあります。
産地なり工場なりは伝統的な特産品を
持ちまして、これに専念しておること
では、戦前に劣らないような製品を
持つておるものがありますが、これが
反対に戦争の余波を受けまして崩れ去
つておる産地、工場では優秀製品がな
かなか生れて来ないといふような欠点
があるものであります。

その第三は業者の中には統制時代の
安易感が抜切らないで、織りさえすれ
ば何とか売れるのじやないかといふよ
うな考えの下に、まだ合理化に對する
熱意が足りないのではないかと思われ
るものもあつたのであります。併し安
易感が漸次去りまして優秀品を廉価に
生産するといふ方向に業界が強く動い
ておるといふことは事実なんでありま
す。

最後に當時私共の廻りました主眼と
いたしておりました協同組合の問題に
關しまして一言申し上げます、中小企
業等協同組合法が公布されて間もない
頃でありまして、新しい法律による
組合への移行が論議される時期であつ
たこと、我々の觀察が主といたしま
して協同組合の配慮の下に行われたた
めに、至る所で協同組合の問題に對し
ます活潑な議論を聞くことができたの
であります。端的にいへば協同組合は
いわゆる従来の統制組合から眞の協同
組合への移行の過程にあり、それに幾
多の悩みを見たのであります。その一
つは新しい法律によりまして、雇用
従業員、百人を超える業者は、新らし
い協同組合員になれるかどうかといふ
ような点にあつたのであります。我々
の觀察いたしました地方では、かかる
大きな業者は数にしてそう多くはない
のであります。又このくらいの大き
さのものならば、恐らく新法でも加入
を認められるだろうといふ程度であつ
たのであります。が、若しそれらの比較

的大きな業者が除外されるような場合
には、組合の運営は大いに変化を受け
なければならぬといふような心配は
各所にあつたのであります。問題はむ
しろ又別のところにもあるのでありま
して、それは統制がなくなりまして、
消費税が撤廃されれば組合の事業がこ
の二つを中心に動いていたことから見
まして、組合の中心事業がなくなつて
しまふことなのであります。組合は利
便を主としておるのであります。何
かの利益がなければ現在の業者は加入
しない。組合に加入する魅力がどこに
生れて来るだろうかといふような点
が、非常に心配の種であつたように観
察したのであります。併し中小企業者
は元来一本立ちのき得ないところに
問題があるのであります。大勢が寄
り集つて組合をつくる、協同の力で以
てみずからの事業を運営いたしまし
て、大企業の圧迫に耐えて行こうとす
るところに協同組合の必要性が生れて
来るのであります。協同組合は中
小企業に最も必要なものである。従つ
て協同組合が俄かに無力になり消滅す
ると思えないのであります。が、私
共の見ました観点によりまして、共同
組合が強化されて行くような産地が繁
栄いたしました。然らざる所は没落す
るのではないかといふような観方をし
て参つたのであります。共同組合の事
業といつたしましては、生産面と販賣面
の二方面が強く感ぜられたのでありま
すが、生産面では共同施設でありま
す。例えばメリヤスの起毛設備とか或
いは生糸の撚糸設備等であります。併
し撚糸とか或いは製糸その他では実質
は組合の事業と言へるのであります
が、更に広く資本を集めるために、株

あるが、決して実質上の利益ではないけれども、これも後日②が下げられたときに、業者が損失すればそれを補償して呉れるという何らかの條件があれば、何とか耐え忍ぶ方法もできたでありましようが、そういう価格補償の制度は採らず、ただ架空的に儲かつたものを利益として算出しまして、

〔委員長退席、理事廣瀬與兵衛君
委員長席に着く〕

それを現実になまの現金を持つて来るということとは、これは必ず大きな問題を起すであらうというので、前年から価格差益金徴収の廃止を願つておつたのでありますが、遂にそれは容れられずに、昨年の十二月一日から廃止されましたが、それはすべての繊維におきましては、殆んど全部の価格差益金

の問題が起らなくなつたときに廃めら

れたのでありまして、何らこれは得るところがなかつたのであります。ただ過去の差益金が、皆さん御承知の通りに、すべての商品が暴落した際に、改めて昔の架空利益を納めなければならんといつたようなことになっておるのであります。これは業者にとつては非常に大きな痛手であるのであります。尙消費税の問題は、今境野さんからもお話がありました。消費税を九月頃に撤廃されたならば、財界はそれ程の混乱を起さなかつたでしょうが、延びて十一月には廃止されると言つたのが、遂に一番大事な十二月までに消費税廃止がされなくて、而もそれが本年の一月一日から廃止されるということになりましたので、業者は徒らに消費税を納めなければならん。併しながら持つておる品物は消費税をこめた品物を持つて、それを安く売らなければなら

らん。こういったことになりましたので、これら財界に非常な痛手を與えたのであります。そこで、以前消費税が増額されましたときには、追徴として業界から政府はこれを取上げておつたのであります。そういつたように消費税が要らなくなつた時期においては、その納めた消費税は戻して貰いたいということも言いたいのではありません。併しそれは理屈を抜きにいたしまして、業界はこの消費税を納めた品物を抱えて、全く路頭に迷つておるような状態でありまして、これに対して何らかの措置を講じて頂きたいと、こう考へておる次第であります。

尚、組合の問題でございますが、協同組合はできておりますが、これは只今境界さんから御指摘になりましたように、その構成が實際に即しておりませんために、余り業界は進んでこれを組織しようといつた機運に向つておりません。この組合制度は金融問題、又今後……今不振なところの輸出振興の面においても相当役立つところの組織でありますので、私共はまずこの組合制度を改正して頂きたいという希望を持つておるのであります。

それから先程ちよつと申しましたが、只今の徴税姿勢は相当深刻でございます。我々はいわゆる産業の上を切つて税金を納めなければならぬといつたような状態でありまして、これは只今のところは何とかして身を割いで税金を納めることができず、こういうような状態では結局徴税の源を涸らしてしまふというように考へております。その源が涸れてしまつたらば、最後に税金も取れなくなり、日本は行先は一体どうなるであらうかと

いう心配も実は持つておるのであります。シャウプ勧告によつてその制度はやや緩和されるように我々は考へておつたのであります。今問題となつております地方税、いわゆる不動産税と附加価値税の問題、これも決して税金は安くなるどころか、我々の見るところでは、ますます多くなるといふような状態になりそうになつております。この問題についても国会で十分に御検討をお願いしたい、こう思つておる次第でございます。尚統制撤廃によるところの財界の混乱、これはすでに絹織物のときに我々は具さに味わつておるところであります。現在におきまして、残つておる統制品目は絹に関するものであります。これも私共の見るところでは、遠からず解除せられる機運にあるのではないかと考へております。これは非常に広汎に亘つておりますために、これをただのつけのまに解除するということになりますと、いろいろの問題が起りますので、この統制解除に當りましては、十分な用意が必要じやないかと思つております。と

に角今までの統制解除の様子を見ますと、統制をしたからこれを解きさへすればよいといつたような考へであり、したが、統制をするときよりも統制を解く場合の方が財界に最も混乱を興えるといつたような点を十分御考慮願ひまして、今後の統制解除に當りましては、十分の御配慮を頂きたい、こう考へております。又これも大変細かいことではあります。今境界委員からのお話がありました染料、染料に対しまして今度関税が引き上げられる、いわゆる関税の計算方法が変る關係上、これが引き上げられるような状態にな

つておりますが、日本の輸出の繊維製品の大半を占めておりますところの、色物の材料であるところの染料が、今輸入関税が高められますと、それだけ輸出が不振になるといつたようなことで、我々業界としてはこの問題について、しばしば政府当局にもお願いしておるものであります。これは大変大きな問題でございますので、この点も国会で十分な御検討を願ひたいと思つておるような次第であります。

○電力の問題であります。これは大きな企業者にも問題があるというのですが、今中小企業は御承知の通り、五十キロ以下ということになつておりまして、この供給量が非常に少い。ところが繊維産業の大部分を占めるところのものは中小企業でございます。これに対する電力供給が他の不急不用の産業と同じような割当方針であるといふことは、これが繊維全般の企業にどれだけの影響するかといふことは御想像できると思ひますが、この点についても尚国会において十分に御考慮をお願いしたいと思つておるような次第であります。問題の要点だけを私から一応述べまして、その各部門についてはいずれも今日御出席になつておりますからその方から詳しくお話を願ひことにいたします。甚だ簡単でございますが……

○理事(廣瀬興兵衛君) 有難うございしました。御質疑もございしようと思ひますが、引續いて証言をお願いいたします。終つてから御質疑をお願いすることにいたします。思ひますが、御質疑はございせんか。

○理事(廣瀬興兵衛君) 有難うございしました。御質疑もございしようと思ひますが、引續いて証言をお願いいたします。終つてから御質疑をお願いすることにいたします。思ひますが、御質疑はございせんか。

綿スフ企業界常務理事の原興一郎さんにお願ひいたします。

○証人(原興一郎君) 私は中小企業の金融のことにつきまして私見を述べると同時に、皆様の何分の御援助をお願いしたい、こういうふうに考へるわけでございします。今日の中小企業が没落の一手手前まで来ているといふことについての最大の原因は、中小企業が金融機関から相手にされないといふことが一番大きい原因だと思つております。地方銀行は戦時中にそれ／＼合同しまして大銀行になり、若干地方的の色彩を帯びておつた。例へて申しますと、埼玉銀行といふような銀行ですらも、大企業の金融難の影響を受けましてこれももう中央銀行になつて行かなくなつてしまつた。今日の情勢では余程の特色があるか、いふ條件を持つて行かないと銀行では中小企業を相手にせん、こ

ういふような事情に置かれております。それでお手許にあるのですが、實際の一例といふやうな一つ御覽願ひたいと思つております。これは綿スフ企業界で綿スフ織物製造業についてどのくらい現状において、金融上困つておるかといふことを示した一覽表でございます。工場数は全国で五千五百ところの織機台数が十四万台あるわけでありまして、この十四万台の織機が昨年の輸出統計を見ますと、輸出総額の金額において二八%を占めるところの輸出第一位の綿織物の製造をしておる。その総額の四割に當る生産量をこの十四万台が受持つてゐるわけでありまして、これら工場の従業員が七万五千、大体これが綿スフ織物製造業の全貌でございます。それでその生産

量が、そこに書いてありますように年間……これは昭和二十四年度と書いてありますが、昭和二十四年度の誤りでございします。大体一月から十二月までの累計数字です。それが四億六千万平方ヤールの生産量を持つてゐるわけなんです。これに對しましての運転資金が、大体これは回転によるのであります。今まで実績から割出して見ますと、二十一億円の運転資金を要するのであります。大体において一ヶ月半くらいは回転率を以て原料及び主資材に要する運転資金、これを累計しますと、二十一億円になります。このうちで約二割のものが自己調達できておるわけなんです。そこにあります八千六百万円といふのは自己資金なんです。これはまあ自分の金と申します。これも、自分の信用度によつて獲得し得る運転資金でございます。その左に融資と書いた、字句はまずいんですが、この十二億九千五百七十九万にがしといふこの運転資金が綿、スフ織物製造業では、現状においては調子ができないわけなんです。これは全然調子ができないわけなんです。それから只今申し上げましたのは運転資金でありまして、その外に設備の改善資金といふものが当然必要になつて来るわけでありまして、長い間の戦争のために世界随一といわれおつた綿織物業も現在の状態では、世界水準から大体十ヶ年間その生産効率の面から遅れておるやうに職者に言われておるわけなんです。この十ヶ年間を取戻すためには、現在の設備に相當の改善を加えて行かなければならぬと、それにつきましては私共の方で大体改善計画を立ててやつておるんでございしますが、この改善計画に要

する総費用が十四万台の機械に對して二十億圓を必要とするのであります。この二十億圓を使つたなら世界水準になるかという、これはとてもまだならないので、大体十年遅れているところの三年分程を取返すに必要な資金が二十億圓あるんであります。これは二十四年中には何とかして全体の二割ぐらゐの改善はできたわけなんです。あります。二十五年中に必要とする総額は八億圓要る。三ヶ年分ぐらゐ取返すに要る改善費が八億圓要ると、そのうちでその一割だけしか自己調弁の見通しはつかなくらいなんです。従つて後の九割というものが全然融資の途がないわけでありまして。この運転資金の十二億圓と設備改善の七億圓合計した二十億圓というものが綿、スフ織物製造業者にとつては何ともできない金なんです。而も皆さんもお思いになると思いますが、中小工業者の中には綿、スフ織物製造業は比較的優位な立場にある筈なんです。そんなに思われておる綿、スフ製造業ですらこの二十億圓という金が何とも今のところ算段ができません、こういうことを以て見るならば、外の中小企業がどのぐらゐ今金融に迫られておるか、従つて没落しておるかというところは難川長官の言明によらずしてもこれははつきり分ることなんでしょう。それでこういうような状態になつております。中小企業はどうするかと申しますと、設備の改善ということは一応思切。設備の改善を思切つて、何とかして運転だけはやらなければならぬということで、運転資金に狂奔しておるわけなんです。その結果は中小企業は、結局大企業の買仕事に落込まれておるわけなんです。

す。商業資本家、工業資本家、そのいづれを問はずして大企業の中から買仕事に落ちて来た。つまり中小企業はその企業の独立性を失つて来かけて来ておるわけなんです。それでこの買仕事を中小工業はやつておるわけですが、それをさしておるところの大企業の方は金融難が緩和されておるかというところになるわけでありまして、私共の想像では大企業といへども金融難の時代はまだ去つておらん。それにも拘らずなに買仕事を大企業がさすかというところにあるのであります。即ち大企業の方から見るに買仕事をさした方がうまい味がある。利潤を追及する上においても、又労働問題なんかのうるささから逃れる意味においても、買仕事をさした方がよいという面が相当あるんじゃないかと思つておる。買仕事それは中小企業にとりましては、相当高い銀行の金利の何倍かが工賃から天引されておるといふことが、取りも直さず採算を割つてその営業を続けておる、こういうような状態になつておりますので、まず銀行の方から信用がなくなつて来る。従つて最初に申し上げましたように、現行銀行からは締め出しをされておると、こういうことを何回か繰返しておるうちに、中小企業は全く一般の労働者と少しも変らないような貧困に追い込まれるというやうな傾向にあるわけなんです。現に綿スフ織物業者の中にも思想的に非常に左の方に寄つておることは、何らかの方法で御調査になればそれ／＼分ると思ひます。そういうやうな状態にあります。中小企業で我々にとりましては一番力にしております

のは、どの政党におかれましては中小企業を維持育成するといふことが共通の題目になつておるわけなんです。それから、何とかこういう窮状に對せられまして、課税の軽減をやつて頂くのと並行しまして、金融の途を小手先でなく、政治的に大きい解決の途を取つて頂けるだらうと、こういうやうにういうことを国会の方に期待して心待ちにしておるわけなんです。それでそれ／＼やどうしたらいかにという問題なんです。そのことを左の方にお願いとしておるところに一応書いたのです。それは第一番に中小企業が以上のような状態なんです。決つた額を大企業の方に持つて行かれるために小企業の方では信用度は相当あるし、国家的に見ても、國際的に見ても、その工場なり企業を育成する方がよいというやうなものでも、大企業の方に資金が吸われるといふことがありますので、中小企業の方に各層に亘つて年間なり半々分の需要量を一取つて頂きまして、これは行政官庁なり国会においてそれを十分に精査されまして、供給量と脱み合せて、大体中小企業はこのくらいに育てるためには、このくらいに中小企業の枠はとらなければいかん、こういうことをやつて頂きたいと思つておる。これは国会でない、他のところではできない仕事でありまして、是非ともこのことをお願いしたいと思つておる。そういう方法を先ずとつて頂きまして、それでは供給源はどうするかといふことについて、は、いろ／＼あると思つておりますが、一応、現在中小企業のために拓いて頂いております途が四つか五つあるわけなんです。主なものを拾ひ出しますと三つあるわけなんです。その一つとしては、日銀に中小企業枠がありまして、二十四年は三十三億というものが中金、興銀及び勸銀からそれ／＼出されておりますが、この三十三億というものを増額して頂いた、こういうことが一つをお願いであります。

それからもう一つは見返資金が、これは私共ははつきり分らないのです。が、聞くところによると大体千八億ある、この中でいろ／＼なものに使われているやうであります。私企業に廻されるものが二百五十億今年あると聞いております。それで、その二百五十億の中の僅か三億だけが中小企業の方に廻るやうになつておるのであります。中小企業を維持育成するといふやうなことを言われておるのに、二百五十億の私企業の中から、僅かに三億しか中小企業の方へ廻してないといふところに我々の了解に苦しむところがあるわけなんです。それで向二百五十億の中には、三十五億という未決定のものがあるやうですから、それは全部中小企業の方に廻して貰えんだらうかといふことと、二十五年は、私企業の方へ四百億ぐらゐ廻るやうに聞いておりますので、それだけ増額されるならば、中小企業の方へ大中に枠を留保しておいて頂きたいと、こういうことをお願いするわけなんです。

それからもう一つは、中央商工金庫のことなんです。これは我々の方でも、この中金の増資と、貸出限度を拡大するといふことについては、昨年来から国会の方へは度々陳情書も出し、お願いしておつたのですが、皆さんのお力によつてこれが実現するやうに聞きまして、非常に我々としては喜んでおるわけなんです。この十億に増資して二百億の貸出限度にする、併しそれは商工債券を発行することによつてというやうなお話を聞いておるわけなんです。これも大体聞いたところによりますと、商工債券は七分五厘だといふやうなことも言われておるのであります。が、七分五厘の商工債券では、とても二百億に近い金は消化はできないと思ひますので、どうしても預金部資金をこれへ充當して頂くやうにお骨折りが願ひたいと考へておるわけなんです。それから貸出限度は、一応二百億ぐらゐになるやうであります。これももつと殖やして頂きたいといふことであります。それから中金の金利は三錢五厘といふやうに、一般の市中銀行よりも高いのであります。これにはいろいろ事情があるやうであります。これも、折角中小企業を育てて行こうといふ場合であるならば、半高利貸しのやうなことにしないで、市中銀行並みにやつて頂きたいとお願いするのであります。それからこれはあとで又別の方からお願ひするのですが、協同組合の、これは商工中央金庫が二百億ぐらゐ貸して貰えるといふことになると、一応今までの十倍ぐらゐに潤つて来る。併しこれを借りるのには協同組合でなければいかん。ところがその協同組合は使用者百名以上になると非常にむづかしい。嚴密にいうと五十名で抑

えておるわけなんです。この点につきましてはこの協同組合法が国会で審議される時に、国会ではたしか二百名を限度にするという事で御審議して頂いたように聞いております。我々もこの二百名の原案が通つておりますならば、この二の二の二を書く必要はないのでありますが、残念ながらそれが急に司令部の方のモランダムによつて撤回されて、五十名を原則、百名くらいは一応よろしいというように筋を引かれておるのであります。それがために協同組合を結成する中心人物になる者がいないというところに、この協同組合が骨抜きになつておるわけなのであります。ですからこの原則論は別として、例えば絹・スフ織物の製造業であります、世界的紡績会社を相手にするわけでありまして、絹織機において、同様にその原糸を作るところの製糸工場は大資本家であるわけでありまして、協同組合を作つて一応統制ある経済行為をやつて行こうとする場合には、やはり中心人物を置かなければいかん、中心人物を置くためには使用者の数をもう少し殖やして貰わないといふようなところに苦しみがあるわけなのであります。この協同組合の加入条件は原則として、公職の方と十分な打合せをして頂きまして、その運用の面において政治的にうまく解決して頂きたいといふことをお願いするわけなのであります。以上私はお願いすることをお申上げましたが、この中小枠を拡大して頂きたいといふことの、その拡大する目標はどこにあるかと言へば、一応中小企業全体の資金需要量を取つて頂いて、それを審査して中小

企業の本当の需要量を測定して頂く、こういうようにしてそれから見返資金なり、中小枠なり、中金の貸出限度なりというものを決めて頂きたいと、かように思ふわけでありまして、以上のようになつてお願いするわけでありまして、
○理事(廣瀬興兵衛君) 有難うございしました。引續いてお願いしたいのですが、今少し短くしてお願いしたいと思ひますが、十五分以内に一つお願いしませんと……、引續きまして日本絹人絹織物同業会理事の安井さんにつつお願いいたします。
○証人(安井睦美君) 先程境野議員殿が我々絹人絹織物業界の最も重要産地の一つである関東地区の諸産地及び新潟県の諸産地を御視察頂きまして、詳細な御調査の御報告に相成り、又適切な視察についての御意見を承りまして、誠に敬服し又感謝しておる次第であります。従つて私からこの上喋々申上げることもないわけでありまして、特に日頃業者として、念願要望申上げておる事項の一、二につきまして、その中でも中小企業協同組合の問題、輸出振興対策について私見を申上げた。こう考えます。境野さんの御発言の中にもあり、今又前者のお方の中にもありました通り中小企業は共同の力を持つて初めて大企業に対しての力を發揮し得るのであります。そこに企業共同組合の重要な使命がありまします。現在の加入資格が中小企業等協同組合法の第六條の第一項に常時使用する従事員を百名という限界を定めておりますが、我々繊維業にとつて申上げますと、設備の割に従業員は多いのであります。こうした事情をもち含みになりまして、業種ごとに、

又地方の実情に応じて大中にこれが緩和せられるように、何分の国会御当局の御配慮、御審議を頂きたい、こういうふうな考えておる次第であります。

又統制経済から自由経済に移行するに従ひまして、又もう一つ輸出織物の振興のために我々業界は、戦争中から設備その他非常に老朽化しておりますので、速かに設備の改善等をなさなければならぬし、又企業合理化というものを緊急になさなければならぬ事情にありますが、先程からお話がありました通り中小業者としましては金融の方面において非常に窮屈な実情にありまします。どうして共同施設によつてそうした点を補わなければならぬと考えるのであります。そうした面からいいますと、是非協同組合における共同施設に対しては何分の御援助と、融資の途を開いて頂きたいと思ひます。我々絹人絹織物業の実例をとつて見ますれば、最近織物の高級化のために共同して機糸設備を殖さなければならぬ。或いは製品の最後の仕上げを完うするためには最初の染色と最後の精練、加工、仕上というために精練の問題をどうしても重要視しなければならぬ。又輸送その他梱包、或いは検査というようなことも重要なことであります。これらにつきましては共同においてやうな方法がないと思ひますので、こうした問題について特別の御援助を頂くために補助金の増加とか、融資の面において緊急に円滑に融資願えるようにお願いしたいと、こう考えておるのであります。

は外ないことは喋々するまでもないことでありまして、殊に我々中小企業者としてこの点について非常に深い関心を持つておるのでありますが、これを我々絹人絹織、殊に絹織物について申上げますれば、最も大きな問題になります。それは、生糸の価格の不安定になつておることが、輸出の織物の振興に非常に阻害しておるといふ事実は常に現われておるのであります。そのため生糸の価格の安定を是非望んでおるのであります。その方はすでに問題になりました。その方はすでに問題の設置を速やかに実施せられるよう御配慮頂きたいと思ひます。又生糸の価格の変動が非常に烈しいことがあらゆる面に影響しておるのであります。それから、そうした懸念を防ぐために一部蚕糸業界あたりで唱えておりますが、蚕糸公社というやうな制度を設けられまして、急激な騰落のあつたときに、その問題を処理して頂くやうなことを御考慮して頂きたいといふようなことを考えております。

それから現在輸出の状況は全くめくら貿易と申しましょうか、海外の事情に非常に疎く、それを入手するの困難な事情にありますが、ここにあります通り海外における事情を調査する事務所を設置して頂くやうにお願いしたい。これはすでに商務官、或いはそうした国家施設が設けられておりますが、民間のそうした設備を設けることにつきまして、もつと手続を簡素に自由にするやうに御配慮頂きたい。このやうなことを是非御考慮頂きたいと思ひます。更に、この技術者の海外渡航については、技術者の海外視察を認められまして、戦争中遅れております我々繊維業界の実体が、海外と比較しましてどうかであるか、どういふふうな改良しなければならぬといふことを、技術者の派遣によつて恢復できると思ひます。このやうな点もお考え願ひたいと思ひます。その他、業者の調査団の派遣、或いは文献その他情報並に製品見本の蒐集等について特別の御配慮を頂きたい、このやうなことを考えます。

それからこうした織物の海外輸出振興のために品質の向上と、技術の向上改善これが最も重要であり、又新しい織物の研究が必要であると思ひますので、現在そのためにはいろいろ方法が講ぜられておりますが、その中でも輸出につきましては、現在検査方法といたしましては通産省の検査機構がおりますが、この検査機構は現在肉眼による検査で、要するに第六感に訴へる検査になつておりますが、この検査方法をもつと科学的にいろいろ研究せられまして、いつ、どこでどういふやうに検査されても同じ物が同じ等級になるやうに、そうすることによつて製品の向上に資せられるやうに御配慮頂きたいと思ひます。又海外における商品の宣伝につきましては、いろいろ御工夫を頂いておることは承知しておりますが、更にもつと徹底したものとしまして常設的なものを御考慮頂きたい。例へて言えば重要仕向け地に常設的な見本或いは現品の展示場を設けるなど、このやうなことを是非御考慮頂きたいと思ひます。

それから関税の問題につきましては先程ありましたので省略いたします

が、輸出業法につきましても、国会においでいる御研究頂いておりますが、不当なダンピング、或いは海外からの不当な圧迫を防止するという見地から、独占禁止法の関係もありましようが、輸出という特殊の事情をお考え頂きまして、輸出業法というものを是非御制定頂きたい。こういうふうな考へるのではありません。尙我々繊維業の最も大きな海外仕向け先は、戦前においては東亜圏であつたが、いわゆるスターリング、ブロックであつたことは事実であります。こうした問題については現在まだいろいろの事情ではかばかしく進んでおらないようでありまして、その間思想問題、いろいろな問題等もありましようが、そうした思想問題を別にいたしまして、経済的にこれを御解決頂きまして、東亜諸地域における輸出の促進に特別に国会の御協力、御配慮を頂きたいと、かように考へておる次第であります。仰せに従ひまして、極く簡単に表題を読み上げるといふ程度にいたしまして申訳ない次第であります。要は中小企業は最も大企業に対して弱き力を持つておりますが、反面日本の現状から見まして、社会施設が非常に他の国に比較して遅れておるようによつておる日本といたしまして、この中小企業が社会施設を補うという点では、或る作用をいたしておると我々は考へておるのであります。そういう点から見まして、中小企業の育成につきましては、国会の特別の御配慮を頂きたいということを附加えまして、私の話を閉じたいと思ひます。

○理事(廣瀬兵衛) ありがとうございます。次は日本絹人絹織物商協

会事務理事の沼田義雄君にお願いいたします。

○証人(沼田義雄君) 私は価格差益金の問題と、織物消費税の善後措置の問題につきましても御説明申し上げます。

差益金の問題でございますが、一手買取、一手販売というような織物統制会社、若しくは衣料品配給統制会社という時代に起りました差益金は別として、個々の業者が支弁することになりまして、その第一回に起りました差益金は昭和二十二年の九月の下旬頃でございます。新物価格体系によるところの差益金、こう言われております。これは非常に大巾に引上げられまして、絹織物につきましては大体四・五倍から五倍、人絹織物につきましては七倍から八倍、その他各種織物も同様の率に引上げを見ただけであります。次は昭和二十三年九月のこれも下旬でございます。これはいわゆる補正体系によるところの価格の引上げといたしまして、このときは大体倍額の引上げを見ているわけでございます。それから本年に入りまして為替レートの変更によりまして、八月から九月にかけて価格の引上げがございました。この引上げに三回の引上げがあつたわけでございますが、只今焦眉の問題として我々が非常に困窮いたしております問題は、昭和二十二年の新物価格体系によるところの価格の引上げと、二十三年の補正体系によるところの価格の引上げのこの二つでございます。昨年の六月に絹織物並びに生糸等の統制の撤廃を要請いたしました。絹織物の

価格は可成りの下落をいたしました。それに引ずられまして、その他の繊維もいづれも下り歩調に転じたのでございます。この当時から価格差益金に對します納付の困難が各方面で論議されるようになりました。八月頃調査をいたしました数字をここで申し上げます。絹、人絹の織物並びに毛織物、その他第二次製品等合計いたしまして、昭和二十三年、いわゆる補正体系によるところの価格引上げによつて生じた差益金は、三十三億四千七百七十九円を計上いたしております。その当時の相場の下落から、この差益金の納付に對しましては非常に困難な状態になつて参りましたことをお考えを頂きまして、十月の七日に当時の衆議院の商工委員会の繊維対策小委員会での差益金の問題を採上げて、我々やはり公述人として出頭を命ぜられました。お話を申上げたわけでありまして、その席におきまして関係業者いづれもその苦衷を述べたのでございます。その席で御出席になつておられました物価庁の第一部長から、こうしたお話がありまして、それはその当時価格差益金の納期が非常に遅れているということによつて、督促状を出すという話が専らでありましたので、その件につきまして伺いをいたしましたところが、価格差益金の生じた後において、財界の状況、繊維業界の有様が非常に悪くなつたといふのであるならば、納期の点については、一旦決めたことではあるけれども、尙改めて御相談をしよう、それから価格の差益は申上げるまでもなく価格の改訂がありますると同時に、在庫を大体のあらましを掴みまして、そうして予定報告というのをいたしま

す。それからそれを販売いたしました後に補正報告というのをいたしました。価格差益金の全額が決定するといふ建前になつておるわけでございます。が、一応予定報告をいたしました後に、おきまして、補正報告においてそれが少なくなつて来た、或いは予定報告によつて差益金を納付したために納め過ぎになつてしまつたといふようなものについては、特別に取計つて、これを拂戻し若しくは差益金の是正をしようといふようなお話もあつたのでございまして、我々が一番有難く思ひましたのは、納期の問題について又改めてよく話し合ひをしようということであつたのでございます。然るに最近伝えられるところによりますと、昭和二十二年の差益金は三月末日を以て督促状を出し、二十三年の差益金については四月末日を以て督促状を出すということに決定をしたやうに承つております。督促状が出されまして、一日目二十銭の督促料を加算される、従つて一年半の督促料が付くという状態に相成るわけでございます。そこで今日の業界はどうであるかと申しますと、お手許の方に差上げてございまして、ここに一例を申し上げますと、「主要絹織物価格の動き」というのを差上げてございまして、一番最初に銘仙を挙げてございまして、銘仙の二号が昭和二十二年九月、いわゆる新物価格体系によつて引上げられましたときの、公定価格が千五百四十円といふことになつております。それから二十三年の補正体系によつて引上げられました価格が二千二百三十六円十銭、こういうことになつております。ところが二十四年の六月、

昨年の生糸並びに絹製品等の統制が解除されました。當時は二千円、約一％の下落をいたしております。二十四年の九月、昨年織物消費税の問題が、シヤウブ勧告の概要が発表になりました。直後、そのときの価格が千六百五十円から千八百円、二七％から一九％の下落をいたしております。更に昨年の十二月、これは千四百円となりまして、更に二十三年九月新⑤に比較いたしますと、五一％の暴落をいたしているののでございます。更に又本年の二月、今日現在の状態におきましては更に九百円といふような状態で、六〇％の下落をいたしております。先程境野議員からお話のありました両毛並びに関東産地等におきましては、本年の一月から今日までに少くとも一割五分の下落をいたしている、かような状態でございます。こういうような状態でございます。特に昨年の暮から本年の初めにかけて新聞にデパートの広告が出ておりますが、あのデパートの広告では、盡く繊維を客引きに使つてゐる。例えば銘仙のものは載つておられませんが、千円以上のものを九百円、五百円に値下げをして、つい最近も京都のデパートにおきまして、一ダース五十円の靴下を売つてゐる、紙より安い靴下といふので売つてゐる。これは人絹の靴下でございます。さような状態で、絹、人絹のみならず他の第二次製品、その他の繊維業界におきましても著しい暴落の状態でございます。昨年の八月においてすら納期の問題については考慮しようといふ悲境のどん底になるべき三月、四月に督促状を出されるということは、到

底業者の忍び得ないところでございます。この問題は非常に大きな問題となつて、今業界は沸いているような始末です。よろしくこの点御考慮をお願いいたしますと存じます。

向この差益金処理規則の面につきまして、先程日本繊維協議会の奥理事長からもちよつとお話ございましたが、価格差益金の処理規則は、昭和二十一年の三月の三日に公布せられて、爾来六回に亘つて改正が加えられておるわけでございますが、この処理規則の内容を一々検討いたしますと、非常に不備な点があるのでございますが、最も主な点を申し上げますと、この処理規則は、価格が一本調子に上ることのみを考慮に入れて、そればかりを考へて作つた規則でございます。従つてそれによつて波及するところの、或いは⑤が外され、或いは⑥がありまして、価格が⑥以下になつた場合のこと、は少しも考慮せられておらない。例へば今まで千円のもの、五千元に値上りをした。そしてそれを販売いたしました。そして、その卸売業者におきましては五分の四、生産者におきましては三分の二を差益金として政府に納付いたすわけでございますが、その卸売業者の場合におきまして、千円のもの、五千元に値上りをした。⑤の引上げがあつた。そういたしますと、四千元を差益金として政府に納付してしまふ。残り金としたのは資本金の千円と、それから五分の一の交付金の千円、この二千円でございまして、それを以てその二千円の仕入金では従来の商売の量の五分の二しかできないという形になる。これに対して何ら金融の方策も講ぜられておりません。業者は必然的に生れまし

た差益金の納付を延期せざるを得ない形に追い込まれるを得ない。

向もう一つといたしましては、価格差益金が、価格が下りました際に、一向これに対して補助するという趣が開かれておりません。この価格差益金処理規則は昨年の十二月一日を以て一応廃止されたようでございますが、先程奥理事長の申されましたように、いわゆる名目的利益を現金で納めてしまふ。その後において現実に損をしたわけでございます。その件につきましても何らかの方策を講ぜられますやう、お願いいたします。要するに価格差益金の問題に關しましては、現在業界焦眉の問題となつております。三月末、四月末の督促状の問題、併せて価格差益金処理規則の不備の点を補正する意味におきまして、何らかの対策をお願いいたします。かように存する次第でございます。

続いて織物消費税の撤廃後の状況につきましても公述をいたします。織物消費税並びにメリヤス製品の物品税の撤廃は、業界が多年要望いたして参りましたところでございます。特に数年来これが貫徹を業界を挙げて関係当局に対して強力に要請をして参つたのでございまして、昨年のシヤウ博士の勧告に基づきまして、本年一月から現実に撤廃を見るに至りましたことは、いわゆる国民の負担を軽減すると共に、織物類のいわゆる輸出向き、内地向きを共通化せしむるという点におきまして、国家経済上又業者の面におきましても、誠に同慶に堪えない次第であるのであります。このことを、織物消費税がなくなつた、このこと自体は業界多年の要望が実現をいたしましたのでございまして、誠に喜ばしいところなのでございますが、その反面誠に遺憾な点がシヤウ博士の勧告文が余りにも早く発表されましたために、業界に幾多の波紋を生じ、又派生的に生じたいろいろな悪影響が業界に與へました影響の実に夥しいものがあつたのであります。我が業者といたしましては、この当然起るであろうところの悪影響を予測いたしまして、昨年八月二十七日シヤウ博士の勧告の概要が発表になりましたと同時に、行動を起しまして引下げ若くは撤廃の早く実施せられること、併せて実施日の前日における、実施の前日における販売業者の手持品に対する撤廃税額に相当する補助金の交付につきまして関係要路に要請し、併せて第六臨時国会にも陳情を續けて参りました。この早く実施して貰うということにつきましては、シヤウ博士の発表以来、同勧告文に明示されておりました九月一日に遡つてもよろしい、或いはできるだけ早く実施してもよろしいという、そうしたことと、更に政府が第六臨時国会に実施日を本年一月一日ということに発表されました、このシヤウ博士の勧告にありまして、最後の一月一日まで放置されておきまして、第一番目に一般消費者が織物消費税のなくなる後まで極力買控へに出まして、取扱業者も亦同様買控へに終始して取引が停滞してしまふ。第二に取引の停滞によつて生産者が苦しまされ、脱税品を出荷して来なければ余儀ないような状態になつてしまふ。第三に脱税品が出廻つて参りますと正常な取引価格が自然、税なしの価格に引ずられて参りますので、業界に無用の混乱を引き起して收拾のつかない状態にな

る、第四に脱税品が出廻つて参りますと、いわゆるまじめな業者はグレンシャムの法則に則りまして市場外に駆逐されてしまふ。この四つの理由を挙げて一刻も早く実施されるよう運動して参つたのであります。然るに、この問題は遂に実を結ぶに至りません。政府提案の通り一月一日実施ということになりましたことは、誠に遺憾の極みというべきでありまして、今日の事情は我々が正に予測いたしました通りの結果を生んでおるのでございます。特に絹、人絹織物は先程価格差益金のところで申し上げましたように、大暴落をいたしております。現在問屋業者の手持ちをいたしておりますもの値下りは実に二十億を超えるのではないかと、こういふふうに言われております。尚値下りによるところの小売業者、若しくは輸送団体からの返品が殆んど店頭に置けないような状態でございまして、実に業界は今や激を蔽うような惨状を呈しておりますのでございます。この早く実施してくれという問題と併せて我々業者がお願いをいたした参りました実施日前日におけるところの業者の手持品に対する撤廃税額に相当する補助金の交付の問題も、まだ今日に至るも解決をしないという有様でございます。この撤廃税額に相当する補助金をなぜ我々は廃止してくれと主張するのかと申上げますと、織物消費税並びにメリヤス製品の物品税は消費者が負担すべきものであるとあります。それが徴税が容易であるというようないふ便宜的理由から倉出税になつておるのであります。従つて生産者、販売業者が代拂いをいたしておるのでございまして、これが撤廃されました場合には、未回収の代拂税額を、その代拂したものに返還するといふことは、余りにも当然であると考へます。これが即ち我々が補償金を交付しろと主張する理由の第一でございます。去る昭和二十一年の九月一日に從來一割五分でございました絹人絹織物、或いは毛織物又麻織物というようなもの消費税が、一気に四割に引上げられました。又メリヤス製品の物品税の三割が倉出税に変更されました。その日現在における販売業者の動向を精密に調査をされて、その引上税差額をストック課税として徴收されました絹人絹織物のみでも、その当時五億三千七百万円の税差額を政府に納付いたしたのでございます。この現実を聴きまして消費税が引下げられ若しくは撤廃されました際には、そのストック品に對しまして、その税額を返納すべきは当然であると考へます。これが我々が補償金を交付せよと主張する理由の第二でございます。織物消費税の撤廃は政府の行政措置によるものでございまして、政府が行政措置の変更によつて善意の第三者に不測の損害を及ぼしたということでありま

すから、これによるところの損失は政府が補償すべきでありまして、新憲法の下封建思想のいわゆる切捨御免は断じて許されないと私は主張いたします。これが私共補償金を交付せよと主張する理由の第三でございます。尚戦後後進酒造税の引上げが行われました後に、供米農家へ報償用として酒を安く配給しなければならぬ、そうした故を以ちましてその税差額を業者に返還したやうでございまして、この前例を以ていたしまして、戻税若しくは補償金の交付はできない理由はないと

額を、その代拂したものに返還するといふことは、余りにも当然であると考へます。これが即ち我々が補償金を交付しろと主張する理由の第一でございます。去る昭和二十一年の九月一日に從來一割五分でございました絹人絹織物、或いは毛織物又麻織物というようなもの消費税が、一気に四割に引上げられました。又メリヤス製品の物品税の三割が倉出税に変更されました。その日現在における販売業者の動向を精密に調査をされて、その引上税差額をストック課税として徴收されました絹人絹織物のみでも、その当時五億三千七百万円の税差額を政府に納付いたしたのでございます。この現実を聴きまして消費税が引下げられ若しくは撤廃されました際には、そのストック品に對しまして、その税額を返納すべきは当然であると考へます。これが我々が補償金を交付せよと主張する理由の第二でございます。織物消費税の撤廃は政府の行政措置によるものでございまして、政府が行政措置の変更によつて善意の第三者に不測の損害を及ぼしたということでありま

考えます。これが補償金を交付せよと主張する第四の理由でございます。

そこで然らばストックの量並びに税相当額は幾らかと申しますと、税撤廃日の前日であります昨年の十二月三十一日現在の販売業者の在庫額を調査いたしまして、只今集計中でございますが、絹人絹織物のみで約三十億円、毛織物が五億九千万円、これに右の絹人絹、毛織物を主材としたしめた第二次製品並びにメリヤス製品を加えますと、その総在庫額は約八十八億円に上ります。そこでこれが税相当額は幾らに当ると申しますと、まだ集計ができておりませんので概算を申し上げますと、絹人絹織物だけで約八億円、毛織物で一億六千万円、その他を合せて第二次製品若しくは小売業者の手持品、そうしたものを合せて約二十五億円に税額が上るといふ形になっております。かような巨額な損失は到底業者の負担に堪えないところでございまして、特にそのストックの大部分は政府の命令生産によりまして業者が無理に作らされた、無理に背負わされた、品質の極めて粗悪なものでございまして、我々は決してこの失敗によつて蒙つた損害の全部を補償せよとは申上げません。是非税額に相当する金額の交付だけはお願いをいたしまして、損失の幾分を補償されるようお願いいたします。

尚この問題は先程申上げましたように、昨年の九月以来大蔵省並びに第六臨時国会に運動を続けて参つたわけでございますが、これに対します大蔵省の御意見はどういうことであるかと申上げますと、第一に事情は誠に尤もである。尤もだ。お気の毒である。併

し在庫の調査並びに税の調査が技術的に困難だからできない。それから今一つは消費税、それから物品税を撤廃することによつて、果してその価格が下落するかどうか甚だ疑問だ。税の撤廃によつて購買力を刺激して価格は却つて逆に高くなる、こう思つていろいろであつて価格が下らんに補償金を交付するということはおかしい。この二つの理由の下に我々の言うことに少しも耳を藉して頂けなかつたのでございまして、この第一の調査の困難という問題につきましては、これはこの問題と回避しようとする迷言策であると我々は考えられます。即ち去る昭和二十一年九月一日の引上げの際に、業者をしてあの面倒な技術的な操作を取ら行わしめた当局のお考え方からするならば、決してむづかしいものではございません。この調査に關しましては誰かが納得し得られるように完全な調査を行うべく、関係各団体おの／＼の立場におきまして、その調査方法を立案いたしまして、その案を以て当局に折衝をいたしたのでございまして、遂に何らの協力を得るに至りませんでしたので、協会独自の立場におきまして、その案に基づきまして十二月三十一日現在を以て調査をいたしたのであります。試みにここに絹、人絹織物、絹業者の在庫調査並びに税額算定の方法を簡単に申上げますと、お手許に差上げてありますこうした印刷物によつて調査をいたしたのであります。その方法は全国を十五の地区に分けまして、その地区ごとにその地区を管轄いたします税務官吏に御参加を願ひ、そして業者の代表若干名を以ちまして在庫調査会というものを組織いたしま

して、在庫の調査並びに税額の算定並びに本件に關する一切の処理をする。それから消費税撤廃日以降必要の期間商品の受入れ、受渡しを停止いたしまして在庫の調査を行いました。尚補償金の対象となる、いわゆる調査の対象となりますものは、絹、人絹織物につきましては原反に納税印章を押捺してあります。並びに後染加工等によりまして止むを得ないもので、納税印章の消滅したものについては納税証明書添付する。尚税額の算定方法といたしましては、絹織物のごとく価格統制の解除されたものの税額査定は、在庫調査会がこれを評定をするということになつております。尚人絹織物及び交織物等②のあるものの税額は、②価格を基礎として在庫調査会が評定をする、こういう方法で、御協力を得ましたので、独自の立場で調査をいたしました。この調査の結果、只今集計中、概算の数字が先程申上げた数字でございます。

【理事廣瀬與兵衛君退席、委員長廣瀬】
次に大蔵省のおつしやるいわゆる第二の消費税及び物品税を廃止しても、果して価格が下るかどうか疑問であるという件につきましては、昨年十一月各方面にこの陳情を行いました当時、すでに消費税問題の未解決によりまして、極端な買控えと取引の停滞、更にこれに加ふるに安値の脱税品の出廻りによりまして、自由価格の絹織物は消費税問題の公表前に比較いたしまして、甚しきは五割以上少なくとも二、三割方の暴落を来しております。今日におきましては前に述べましたように大暴落の惨状を呈するに至つておるの

であります。実情かくのごとくでありますが、併し税を撤廃しても、価格が下らんから補償金を交付する要がないという言ひ方は何としても納得をいたしかねるところでございまして、税を引下げたとき、税差額を増徴した。尚代拂いをした税金なんぞございしますからそれを引下げたとき、その価格の騰落如何に拘わらず返還するのは当然である、かように我々は考えております。

尚本件につきましては、通産省の織維局におかれましては、この税の撤廃によりまして、業者のストックに對する損失をどうして軽減させるかということについて非常に関心を寄せられまして、昨年の八月以来熱心に御心配を頂きまして、直接大蔵当局に對しまして折衝に當つて頂く一方、ストックを少しでも多く売付けさせようという親心から、これが対策として、昨年九月二十一日から四割課税のものに限りまして、特に暫定措置として衣料切符の對象からこれを外しまして、購買力の喚起に資するという措置をお採り願つたことは、すでに皆様御承知の通りであります。尚又二重価格制度を設けまして、この損失をカバーしてやることを考慮されたのでございまして。この二重価格制度と申しますのは、消費税撤廃と同時に、生産者の③を消費税なしの価格に改めまして、販売業者の④は税込みの従来の価格に当分の間据置こうという案でございまして、③のありましますものにつきましてはこれが実施せられておりますけれども、事實は税金の安いものがあとから出て参りますと自然それに馴致されまして、この効果が予期の目的を挙げ得ないような実情になつてゐるのでございまして。こ

うように非常に織維局の方で熱心にあれこれいろいろ御心配を願つておりますのは、直接業者に接觸しておられます關係から業界の窮状をつぶさに御承知になつておられる結果に外ならないと存じます。これに對しまして大蔵御当局のお考え方は、この成行きを余りにも甘く御覽になつておられるのじやないか、つい先日或る会合で国税庁の或る課長の方が、消費税撤廃の日が判然としておるのに、そんなに商品を抱えておるといふことは、商売のやり方が下手なんだという御意見がありました。が、販売業者特に問屋といううなものは、商品を多くタンクいたしまして、消費者又は小売業者の需めに應じまして選択買をさせることが職務であり、又生産者と相協力いたしましてその生産を指導育成して、その生産品を引受けて供給する、そうした金融的役割をすることが本来の使命であります。特に時あたかも秋冬物の需要期と正月を前に控えたという季節的關係がこうした多くの品物を抱えさせることを余儀なくせしめた結果なんでございまして。以上いろいろ申上げましたが、要は高率な消費税を一気に撤廃するに際しまして、政府御当局がその善後処理に對して慎重さを欠いたという点に問題が基因いたしております。何とぞ特別の御審議をお願いいたしまして、補償金の交付せられるよう、公述と併せてお願いを申上げる次第でございまして。○委員長(小畑哲夫君) 引続き東洋紡績株式会社経済研究所の渡邊さん、一つお願いいたします。

○証人(渡邊進君) 今回の税制改革に關しましては、地方税の改革が実業界

の一般の重大な関心事となつておりますので、特に地方税すなわちその重要な項目でありますところの附加価値税と、固定資産税について意見を申し上げますと存じます。

まず総体的に今回の地方税改革を眺めますと、地方税の増徴の大きい部分が新しく工業の肩にかかつて来るのではないかと云うことが、只今一般に憂慮せられておるのであります。その理由をいたしましては、第一に固定資産税は従来の地租、家屋税、且つ更に拡大せられまして全く新しい税金として工業の機械類にかかる、この機械類にかかるというところは、農業、商業では全く関係のないこととあります。それから附加価値税にいたしましては、附加価値税は一種の経費税というような性格を持つておりまして、どうしても人間の労働力に多く頼らざるを得ないところの工業におきましては、他の業種に比して非常に沢山の負担がかかつて来るということにならざるを得ないのであります。そこで地方自治の振興のために地方財源を確保しなければならぬというところは、一面十分に理解できるのであります。が、他面現在の日本経済の実態に鑑みまして、工業というものに非常な急激な重税を課して、これを耐えることのできないものにするというところは如何なるものであるかというところを感じずる次第であります。この地方税が若し転嫁が可能なるものであるとするならば、問題の重要性はかなり軽減されるのであります。が、周知のごとく現在におきましては、非常な増税を蒙つた場合に、その前進的な転嫁も又後進的な転嫁も至つて困難な実態にあるわけでありまして、特に輸出産業としての繊維工業の立場から眺めますと、地方税の非常な増徴というものは、輸出競争力を阻害するのではないかと云うことが憂慮せられておる現状であります。

第二は附加価値税及び固定資産税の税率について申し上げます。この附加価値税の税率は地方自治庁案によりましては、現在四％ということに相成つております。我々の狭い見解に基くとこの調査であります。最近関西経済連合会におきましてその所属のメンバーたる二十二の会社だけをとりまして、ここではその二十二社の支拂つておる賃銀額を合計いたしました。一カ年分の賃銀額を算定し、これに四％の税率をかけたのであります。附加価値税では賃銀のみならず、利益金額その他の項目も含まれておりますので非常に内輪な計算となるのであります。その結果は約税金が十億円となりまして、微税予定額が四百四十億円であります。微税に、單に関西にある二十二社、これが支拂給與額をベースとして、四％の税率を計算いたしました。微税予定額の四十四分の一を負担するということに相成ります。この点我々として税率が非常に高いのではないかと考へておる次第であります。我々の考へによれば附加価値税の税率は三・五％以下でも十分なのでないか、こういう工合に感ずる次第であります。次に固定資産税の税率一・七五％というものは、これは更に苛酷な税率であると考えられておる。土地家屋につきましては賃賃価格を一千倍し、それに一・七五％を乗じます。微税予定額の五百二十億の大部分というものが、この地租家屋税で

賄える計算になる筈であります。然るに今回の固定資産税は、土地家屋のみならず、機械にもこれを拡張しようというのであります。一・七五％の税率でもつて計算するならば、非常な繰入超過になるのではないかと。財政というものは元々出するを量つて入るを制すべき性質のものであります。取れるだけ取つて使うべき項目を後で考へるというやうな性質のものでない筈であります。この点我々の考へでは一％以下に引下げ得るのではないかと云う感じを持つております。

第三は附加価値税の捕捉の問題であります。附加価値税の計算方法といたしましては、地方自治庁案によるならば、非常に一種獨特の計算方法がとられております。業界といたしましては甚だ迷惑いたすのであります。申しますのは、二つの点についてであります。一つは理論的な不都合、第二は実務上の不都合を生ずるのであります。第一の理論的な不都合と申しますのは、今回の地方自治庁案による附加価値の捕捉の方法と申しますのは、固定資産につきましては、新規に購入した固定資産は売上からこれを控除する、又新規に購入した棚卸資産は売上から控除して附加価値を把握する。この二つが、現在工業が持つておるところの固定資産及び棚卸資産については、附加価値税法上一切これを考慮しないのであります。と云うと、どういふことになるかと申しますと、現在持つておる生産設備でもつて工業は生産をし、そうして附加価値を生んでおるのであります。現在の固定資産が附加価値計算上一切無視せられるというところは、これはそこに架空

の附加価値が計算せられるということになるわけでありまして、インフレ時代において価格差益納付金というものが、非常に矛盾したものであるということが唱えられておつたのは、それは架空の利益に対して課税をせられておつたからであります。それと同じことがこのデフレ期におきまして附加価値の計算上架空の附加価値を捉まえて課税しようという結果にならざるを得ないのであります。第二に実務上の不都合といたしましては、御承知のように現在の企業というものは、總て法人税法上の損益計算、又原価計算の便宜のために勘定科目が設定せられております。又帳簿の組織が組立てられております。今回は附加価値の算定上売上から控除するべきものは他の企業に支拂つたところの物品代であるという方式でありまして、そういたしますと、企業といたしましては、新しい見地から、これが控除されるべき物品であるかないかというところを標準として帳付けをしなければならぬ。従来とは全く別個の帳簿を付けなければならぬ。この二つの面に相成るわけでありまして、その面倒のみならず、或る項目が附加価値計算上控除項目であるかどうかというところにつきまして、これは地方税でありますから、府県税でありますので、府県と企業との間に絶えずこれが控除すべきである、控除すべきでないというところに関してトラブルを生ずると思ふのであります。で我々の考へによれば、附加価値税を課すとするならば、従来の法人税法上の損益というものと、それから支拂給與額というやうな大體の項目を捕えて、これを課税標準とすべきであるというこ

とを主張いたしたのであります。第四に、固定資産税に關してであります。先程申し上げましたように、一・七五の税率は高いのであります。それから機械類につきましては、全く新しい税金がこれから始まる。とするわけでありまして、実業界においても、又租税力のない、若しこれを地租家屋税と同じ税率で以て機械税を課するとするならば、非常な税金の負担上の変更が生ずるわけでありまして、機械に対して課税することが止むを得ないとするならば、従来の地租家屋税とは区別いたしまして、機械には更に一段と低い課税をせられることと措置されたいと考へるのであります。結論といたしまして、すべて税制改革の問題は、先ず納税者が納得がいく税金でなければ、うまく行かないと思ふのであります。理論的に考へ、又実務上におきまして、納税者がこれは止むを得ない税金であるというところを納得して納めるのと、納めないのとでは非常に違ひが生ずると思ふのであります。この点財界側からも種々意見書が発表せられておられます。この点お汲取りを願ひまして措置して頂きたいと考へる次第であります。

それから最後に徴収を予定する場合の捕捉率の問題であります。例えば固定資産税の中の機械税を徴収する場合に、当局の御計算では、その捕捉率五〇％として御計算になつておる。に承つておるのであります。捕捉率が、税金の捕捉率が五〇％というときは、これは国民を甚だ愚弄するところのやり方でありまして、それではまじめに税金を納める者のみが損をするというところになります。

とを主張いたしたのであります。第四に、固定資産税に關してであります。先程申し上げましたように、一・七五の税率は高いのであります。それから機械類につきましては、全く新しい税金がこれから始まる。とするわけでありまして、実業界においても、又租税力のない、若しこれを地租家屋税と同じ税率で以て機械税を課するとするならば、非常な税金の負担上の変更が生ずるわけでありまして、機械に対して課税することが止むを得ないとするならば、従来の地租家屋税とは区別いたしまして、機械には更に一段と低い課税をせられることと措置されたいと考へるのであります。結論といたしまして、すべて税制改革の問題は、先ず納税者が納得がいく税金でなければ、うまく行かないと思ふのであります。理論的に考へ、又実務上におきまして、納税者がこれは止むを得ない税金であるというところを納得して納めるのと、納めないのとでは非常に違ひが生ずると思ふのであります。この点財界側からも種々意見書が発表せられておられます。この点お汲取りを願ひまして措置して頂きたいと考へる次第であります。

の要諦は、私の考えによりますれば、なるべく税を低くして、その捕提率を百%にして頂きたい、こういう考えであります。簡単であります、私の考えを申述べて頂きました。

○委員長(小畑哲夫君) 以上で五人の方の証言を終りました。尙染料関税、或いは電力問題、還流クーポン制の問題についても伺いたしたのであります、ここでちよつと区切りをつけまして、これまで出ております諸問題について、政府側の答弁なり、対策を聞いたらどうかと存じます。只今見えております政府側は、繊維局長と、中小企業庁の振興部長と、大蔵省の調査課長が見えております。物産庁の第一部長は只今関係方面へ行つておりまして、四時には来られるだろうというところとあります。そこで別に順序はありますが、一つ税関係について調査課長の方からお話を願いたいと思ひます。

○説明員(忠佐市君) 詳細は只今お話しがございまして、内容は大体只今のお話に則つてお答え申上げればよいかと考えます。それで全体の問題といたしましては、第六国会におきまして、ここにお見えになっております、油井委員が大蔵委員会でお見え、お骨折りがございまして、問題は徹底的に取上げてございまして、ただいろいろ事情がございまして、皆さんの御期待に副うことができなかったという事情がございまして、それから見通しといたしましては、これは甚だ独断で恐縮でございますが、将来この問題が好転するといふ見通しは余り立ちにくいと、まあかように思つておる次第でございます。それが、そういうことを前提といたしまして

て、二三大蔵省で考えておりましたところを申上げまして頂きたいと思ひます。

先ず第一点は、消費税は、これは消費者負担としてこれが挙げられておる性質のものであるから、この税が撤廃になつたあと、その価格の中の税が含まれないとすれば、これは当然値下りの分について税を返すべきではないかという御意見でございますが、これは理論といたしましては、一応正しいと思ひます。併し実際といたしまして、消費税が税金と別に価格ができておるものではありませんが、価格の中に税そのものが入つておる、価格の中にいづれ一応自由価格なら自由価格を以て、最も代表的な価格形成の方式として考えてみますと、経済の需供給の關係によつて決つて行く、税がその中に入りまして課税が行われまして、その税がそのまゝ経済価格の外に加わります場合、税の外にいろいろの要素によつて利潤が殖える場合と、減る場合がある、税が全体の利潤を増したり、或いは食つたりするといふことが考えられるところでありまして、只今の減税の場合、それから大巾の税金の廃止の場合におきましては、これは又多少問題が違つて来る、実際面において問題が違つて来るといふことを考えて行かなければならぬといふ面もあると思ひます。この点は、理論では簡単に割切れない問題がそこにある、かような前提が一つ必要だと思ひます。

その次に、先ず只今お話がありましたように、最初は絹人絹を一〇%に減税して、然る後に四月に全部を廃止する、そこで三割の減税が行われることになりまして、それについての税金を落すといふことを考えて見ようといふことで問題を取上げましたので、それが途中で一部減税、次いで税の廃止といふ問題が一挙に本年一月から消費税を廃止するといふ方向に参つた、多少問題の行き方が違つて参りましたが、先ず最初に取上げられたのは、減税の場合の戻税という問題でありまして、このことは結局税の廃止の場合の戻税の場合と同じ問題でございます。申上げた方がよいと思ひます。この点につきましては、只今お話がありまして、前に増税をいたしました場合には、ストック課税として税金の差額を製造者並びに卸しの方等に對しまして負担を負わしてある、これはこの通りでございます。従ひまして、税金を廃止する場合には今度はやはり製造者とし卸売業者と全部に對して、その手持ちの商品について減税をする、これが一応筋であらうと思ひます。そこでそういう方向について研究をいたして見ましたのですが、織物の消費税といたしましてはすでに御承知のように、標準価格というようものがございまして、或る標準によつて織物価格を決めて課税をいたす、織物の倉出量といふものも非常に大量であります、そういう技術的な方法によつて課税が行われておつて、一つ一つの品物についてそれを届けさすといふことが困難な事情にある。それから倉出しされた当時の原型のまま、その商品が各業者の間に手持ちにされておるものと、これは直ぐに分るかも知れませんが、

すが、その原型がいろいろ變つておる、特に二次製品となつておるといふようなものにつきまして、納税の實際の把握が非常に困難である。それから向いろ／＼な状況からいたしまして、課税されてあるものか、課税されてないものか必ずしも不明な状況にあつた。そういうものが若干考えられておつた、さういふものが若干関係もございまして、手持ち商品の調査はこれは可能でございますが、その手持ち商品についての課税が果して如何であつたか、それについて正当に戻税をするといふことについて、これは技術的に困難を感じる、かような結果に相成りまして次第でございます。従つて、最も正確に納税の事実が分るものについてだけ戻税をするといふようなところまで考えを進めて参りましたのですが、これは多少不公平を伴うといふようなことも考えられます、この技術的な困難性といふものが、この問題について非常に大きな影響を持つておつたといふことが、こういうことが一つ言えると思ひます。これが第一面でありまして。

尙考えられますことは、只今お話にありましたように、全部の製品について戻税をいたしますと、二十五億といふ御推定だらうと思われ、私共も大体それに近い推定をいたしておつたような次第でございます。従ひまして、この二十億前後の戻税金額は、いづれ消費税の減少となつて参りますか、或いは国庫から支出するものとして歳出の面に出るか、とにかく昭和二十四年度以降における財政負担となつて、予算の方に影響を及ぼすといふことが考えられます。この影響は何によ

つて補填するかといふ予算的措置の面がございまして、これは考えによりますと、国家で、二十億円の必要の経費がございまして、それを何によつて埋めるかといふ問題でございまして、で、織物消費税の減つた分を、何かのよその税によつて賄うといふことになりまして、このよその税は何が考えられるかと申しますと、一様に負担の加重を訴えております現状におきまして、そうやす／＼とその財源が生み出せるものではない、結局は全体の国民の上の二十億なら二十億の負担がかかつて来るといふことになりまして、織物の消費税の廃止による負担を、国民全体として背負つて行くかといふ問題を考へて見て、この問題が織物そのものに關係しておるものといふふうに限定して参りますと、織物の消費者と、織物の生産販売に關係しておるものとの間において二十億円消化できるものであるならば、それが一つの考え方である。いづれにせよその二十億の金が必要なのですから、その二十億の金を現在ストックされておる織物を買入れようといふ消費者と、何らの關係のない一般の国民がそれを背負つて行くか、それともその織物によつて何らかの消費を充てるという消費者と、それから業者との間において解決をした方がよいのか、こういう問題になると思ひますが、そういう点を考えますと、将来の生産、消費の状況、現在の生産、消費の状況等から見まして、価格面において大体統制が外れておる、それから配給面におきましても、衣料切符の撤廃その他の措置によつて、相当業者の経営面において考慮を拂う面が殖えておる。さういふところから、業者の

手腕と、それから消費者の消費事情によつてこの二十億円の金が吸収できるのであれば、一般国民に迷惑をかけたとしても済む問題である、いろ／＼な観点から突き進めて考えました結果、この消費税を戻すという問題は全体の考え方から、この際非常に業界の方には御迷惑であるが、取止めようというふうな結論に達した次第であります。これに關係するいろ／＼の見解、それに対する対策という問題につきましても、私共通産省初め各方面と長い間接觸を保つて研究を進めて、でき得る程度の解決を図るに努力いたしておつた次第であります。何分にも事情が熟さない、かような關係がありまして、この問題は只今申上げました予算に關連する問題が相当大きな要素を占めるということが考えられますので、いろ／＼事情が存在いたしておりますが、見通しとしてはこの際あまり樂觀はできない、かように考えておる次第でございます。その点につきましても、私より民主連の油井委員の方がよく御存じで、昨年の改正法通過の際には、御心配頂いて御奔走を頂いておつた次第でございます。この点は私も敬服いたしておる次第であります。大体概況と見通しを、たゞ／＼しい申上げようで恐縮でございますが、御了解を願います。

大蔵委員長に、先程非常に関連が多い問題があるから大蔵委員からも出席するようにというお話があつたので出た次第であります。先般来消費税のことについていろ／＼お話がございました。私共は先般の消費税撤廃について法案が出ましたけれども、何とかして業者の負担にしないで、合理的に解決ができないかと種々奔走した次第でありまして、それについては只今調査課長から續々御説明があつたのであります。政治的には池田大蔵大臣が何とかその解決を民主連の大屋台を背負つておる自分としてやつて行きたいという話があつたのであります。今日大蔵大臣が御出席になると思つたら御出席にならず、調査課長がお出になつたので御立場は大変お苦しいと思つたが、只今私に転嫁された責任について一言ちよつと申上げますと、私はこの法律案を実は委員会において全面的に拒否してしまつたのです。いわゆる賛成しなかつた。ところが本会議におきましては、私は棄権をいたしました。採択に加わらなかつたのであります。今更中止される法律案に反対をいたしましたということになると、多年業界が要望した織物消費税撤廃そのものに反対したという恰好になりますので、委員会においては反対の意思表示をいたしました。が、本会議においては採択に加わらなかつた、かような次第であります。そういう点を前提といたしまして調査課長にお伺いしておきたい点は、十二月に織物消費税の徴収額はおおよそ三億七千万見当だつたのであります。それについて主税局長、或いは大蔵大臣にこれだけの消費税を果してとる可能性があるかどうか念を押して聞

いたのであります。必ずとれるという御回答があつたはずであります。併し私の調査によりますと十二月の織物消費税の徴収は相当低かつたはずであります。この数字を取敢えず調査課長からお聞きしたい。予算ははつきりと三億七千万、補正予算で組まれておるのですが、その補正予算が実際にはとられてなかつたということから、その差額は一体どこから出てどこから補充されておるか。先程のお話によりまして大体二十億のいろ／＼費用が、織物消費税の交付金が掛るとすれば、それに対する財源がないというお話であつたのですが、額は多少違つても、やはり予算と実際の面とで違つたその差額をどこから出したか。こういう点も先ず第一にお伺いいたしておきたいと思つた。

○説明員(忠佐市君) 十分なお答えになるかどうかということを中心としてお尋ねしますが、十二月におきます織物消費税の課税高につきましては、私共も多少心配しておりました問題で、予算もそう多く考えておらなかつた次第でございます。が、実際は七億円の課税高が出た、かような事情になつておるわけでございます。

○委員外議員(油井賢太郎君) 今の七億というのは、恐らく十月或いは十一月あたりの担保を入れておいて、未徴収になつた分の納税を含んでおるのではないかと思われませんが、その点をはつきり……

○説明員(忠佐市君) これは国税庁におきまして歳出したものを課税の決定をいたした数字を集めておりますので、現金が入つて来た数字ではございませんのであります。

○委員外議員(油井賢太郎君) その点は尙又あなたの方でも御調査願ひたいと思つた。私の方とちよつと食い違ひますので……

次に我が日本の憲法におきましては、憲法第三章に国民の権利及び義務という規定が設けられておつて、その憲法の中で第十一條に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」とはつきりした條文が入つておるのであります。ひとり織維業者だけが国家の他の国民のために犠牲になつてひどい損害を蒙るというふうなことを看過することは、我々のどうしても納得いかない点でありまして、やはり大蔵省の運営を誤らないようにするのが至当ではないかと考えられるのであります。よつて今日の織維業界の苦衷を察しまして大蔵省当局におかれましては、何とか善処策を考究するべきであると思つたのであります。従つて方法がないとか或いは技術的に困難である。予算的にどうであるというふうなことをなして、なんとかこの打開を真剣にお取上げになつて、基本的人権の尊重を飽くまでも大蔵当局も尊重されて頂きたい。かように私は希望する者であります。いずれこの点に關しましては、最高裁判所にも検討して貰つて、この点を追求するといふ熱意に燃えておる筈であります。そういう点につきましても、大蔵省は今から一つ御善処の途を講じて置いて頂きたい。尙調査課長は大蔵省内部でも非常に堪能の方であることはよく分つております。それについて大蔵大臣或いは次官等とこの

点についてつと／＼深く掘り下げて御研究があつたかどうか、これを一つ御回答願ひたい。

○説明員(忠佐市君) その当時におきまして通産省の方からいろ／＼御意見がございました。検討をいたして見ましたことは事実でございます。その検討の結果出ましたいろ／＼の案が実行上支障が多過ぎて実行に至らなかつたのでございまして、その内容につきまして申上げられないのは甚だ申訳ないのですが、御了承願ひます。

○委員外議員(油井賢太郎君) すでにこれは日本の織維界の大きな事件でありまして、織維局長が幸ひ御出席になつておられるから、これについての織維局長としての御見解をこの際お聞かせ願つて置きたい。尙これは政府の方針と違つた回答をしたからどうのこのうのというふうなことでなしに、若しなうでしたら速記を止め秘密会でも結構です。から御見解を聞かせて頂きたい。

○政府委員(近藤正文君) 大変むずかしい御質問でございます。御答へをするのがないのではありませんが、この問題が起りました当時におきまして、織維局としましてどういふふうに考えたかということをお申上げまして御参考にいたしたいと思つた。この織物消費税の撤廃の問題につきましては、織維關係を担当いたしておりますものといつたしましては、日頃関心の深い、而も場合によりましては業界に甚大な影響を及ぼすということが起つて参りましたので、この撤廃に關しましてはできるだけ影響の少ない方法で、而も全般的に見まして業界が安定して行けるような方向で、これを措置いたしたいというふうに考えまして、実はシャープ勧告案

が、出ました後に、相当消費税撤廃の行き方が変更されたので、非常にその間に持つて行き方としましてはむずかしい点があつたのでございまして、私共の根本の考え方といたしましては、先づ一割程度の税額を残しまして、四割を一割ぐらゐに下げまして、而もそれにつきましてその際に戻税を起す。これをできるだけ早期に行いまして、その当時考えましたのは大体今年の三月末日ぐらゐまでに一割程度の税額を撤廃する。こういった行き方が最も順調に処理できるのではないかと、この考えの下に消費税に対する実は対策というものを立てました。それが一月から全部撤廃いたしました。而も戻税その他の問題につきましては見送りになつてしまつたといふような結論になりまして、現局といたしましてはもう少し何らかの手を打つて欲しいかたといふ気がします。

○委員外議員(油井賢太郎君) 是非一つ繊維局長もこの件については、業者の真の味方として将来御奔走を特別に願ひして置きます。尙調査課長にも将来とも御善処方をお願いいたします。

○委員長(小畑哲夫君) 尙大蔵省の方で附加価値税、固定資産税についてお話がございまして、先程の証人のお話でもシャープ案そのまゝを基礎にしてお話になつたが、その後大分いろいろ研究されておられるのですが、若しお話がありまして一つお願いいたします。余程緩和して来ておられるように我々も承知しております。又あなた方もお考えになつておられるのであります。

○証人(渡邊進君) あの附加価値税の方はシャープ勧告の方は六%が原則でありまして、地方自治庁案では四%であります。固定資産税というものはシャープ案通りといふことを伺つておられて、非常に不可解であります。緩和し得るにも拘わらず一向緩和してないように感じます。

○委員長(小畑哲夫君) それじやその問題は地方自治庁の方は、今日出席がありませんので保留して置きます。輸出振興対策とか合理化、還流クーポン制をどうするとか、染料関税、電力問題を一括して近藤局長……。

それでは中小企業庁の振興部長に金融対策に関連してお話を願ふことにいたします。

○政府委員(記内角一君) 中小企業の金融問題について我々のやつておりますことを申し上げたいと思ひます。

先ず第一にお話になりました日銀の中小企業の月々の問題でございます。御承知の通り去年の五月から始まつたわけでございますが、その当時は二十五億程度にしたいといふことを目標に進めておりましたが、結果におきまして昨年末が、年末で三十四億、この一月末に三十三億まで至つております。今後とも融資の状況を見ましてこれを増加したい、増額方を要求したいと思つておりますが、大体或る程度の増額は認められるのじやないかといふふうに見通しております。尙この資金は短期の資金でありまして、これはもう枠として三十三億でありまして、これが半期で回転いたしておりますので、例えば現在の三十三億を据え置くとしましても、年に三回転すれば百億になるということになりますので、現在でも相当役立つと思ひますので、尙今後共増額方を取運びたいといふ

うように考えているわけでありまして。見返資金のうち、中小企業に対してこの三月までに三億円を融資するといふことに相成つておりますが、これは今の話合いといたしましては、更に今年の三月から来年の三月までの十五ヶ月間に十五億の見返資金を、銀行を通じて融資をするといふことに相成つております。併しこれは何分一月からスタートしたばかりでございまして、今折角融資の斡旋等を努めているわけでありまして、大いにこれを融資を努力いたしますから、その結果によつては更にこれを繰上げて、十五億を来年の三月までというよりも、これを六ヶ月或いは十ヶ月というふうにならしてやりたい、即ち結論においては、もつとこれを増額したいといふふうな考へております。差当たりしましては、三億で取返すスタートして、その結果を見たいといふふうな考へている次第でございます。

商工中金の増資の問題等につきましても、新聞でも御承知かと思ひますが、銀行等の債券発行等の特例に関する法律というのが閣議でも決定になりまして、近く関係方面の了解を得て議案にも提案される存するわけでありませんが、これによりまして商工中金は、現在一億五千万円の資本金でありまして、これを民間資本五億円に増資いたしまして、更にそれに合せまして、見返資金の方から五億円を出資して、合計商工中金の資本金を十億にする。尙現在債権整備の関係上、債券を発行することは一応差し止められておりますが、これを解除して頂きまして、今後出資金十億円の二十倍までの債券及び預金を扱うようにしたい、そ

ういたしますと、商工中金としましては、十億の二十倍、二百億までの資金が運用できるという態勢になるわけでありまして。

尙商工債券の引受についても、できるだけ預金部資金等を活用せざることを、関係方面と折衝を續けておるわけでありまして。我々としてはこれは近く解決するものと見通しておるのではありません。そういった商工中金の資本金が十億に、債券及び預金で二百億といふことになりまして、今よりも飛躍的な資金量で、活躍ができていふことになりまして、我々としても非常な期待を持つておる次第でございます。尙貸出限度の増大、これは商工中金の総代会で一応の枠が決定しておるのでありますが、必要に応じて逐次大蔵省並びに通産省の承認を得まして、増大されることになつておりますので、現在相当多額の金が組合に融資されておる実情もございまして、これは勿論貸出限度の増大の問題についても検討いたしますが、具体的問題については、個々に又折衝も可能であらうといふふうに考へております。

尙金利の引下げという問題でございますが、これはあとにありますが、新規貸出について調査費用といふような形で、むしろ少々金利は高くても金を融通して貰いたいといふふうな希望も一部にあるわけでありまして、これは資金量の増大と脱合せまして、今後善処して参りたいといふふうに考へております。

尙協同組合の加入条件の緩和、協同組合法の改正といったしまして、現在百人未満でなければ加入できないといふ

ふうに一応なつておるようでありまして、これについては百人未満の業者であれば、一応無条件に加入できるが、百人以上の業者を有する企業者が協同組合に入つたときには、公正委員会に届出をしなければならぬという制限があるだけでありまして、その際に特に不都合と思はれる場合に、公正取引委員会から脱退の勧告だと命令といふような処置がなされるかどうかといふだけでございまして、今のところは届出だけで差支ないことになつておりますので、必ずしもこの組合法を改正する必要も差支はないのじやないかと思はれる節もあるのじやないか。とにかくそういう不便な点もあつたので、この緩和についても今後とも検討を加えたいと思つております。勿論これは関係方面の意向が相当強いものでありまして、果してこれを持出した方がいかにどうかといふことについて疑問がありまして、或いはこれは事実問題として解決した方が得策ではないかといふふうにも考へているような次第であります。

共同施設の補助金の増額の問題につきましては、今年度は、二十四年度は協同組合に対しまして一千万円ございましてはこれを二十五年度の予算におきましてはこれを一億円、但しそのうち七千万円は自転車振興といふ意味で、自転車関係の協同組合に補助されることになつておられて、一般には三千万円といふことになつておりますが、ともかくにも二十四年度より一億一千万円まで増大されておりますので、差当つてはこれで我慢せざるを得ない状態になつておりますが、尙我々とい

は、今後組合の改組或いは

設立の状況に応じて、更にこの増額をやりたいたいというふうに考えておるような次第でございます。

尚調査費用を借り方から取立てたかどうかという御意見もありますが、我々もこの点について検討をいたしておりますが、金融機関の方面で賛否両論がございます、我々も尚決し兼ねておるような次第でありますけれども、この点については検討を加えて参りたいというふうに考えております。

信用補償協会につきましては、これを法制化するという面が一番重要な部分であります、事業者団体法との関係がありまして、未だに解決を見ないのを我々残念に思つておるわけであり、併し実際問題として、財団法人で目下黙認されておるような格好で、協会によつては非常に活動もいたしておる面がございます。今後相互の間に検討を加えまして、一層活動できるような体制に持つて参りたいというふうに考えておる次第でございます。

尚信用協同組合の設立の問題でございますが、これの主旨は大蔵省の方で主管いたしておりまして、我々の方としましては、中小企業者に取つて、殊に零細な小さな業者に取りまして、これを組合化する、殊に信用協同組合を作つて金融の面の打開の一助にしたいという事で、絶えず大蔵省と緊密に連絡を取つておるわけであり、ただ大蔵省としましてはやはり預金を集めるというふうな性格を持つております組合でありますので、一応健全金融機関という体制を取る必要がある、殊に最近のようなコストの、人件費の高い時代におきまして、コスト割れのしない、即ち組合として採算の取れる体制

を取る必要があるということについて慎重に考慮を拂つておるようであり、新組合の加入は現在三十ばかり行われておりますし、まだ正式の認可が出たものはない、最近一組合だけでありまして、我々これは抄らないことを非常に残念に思つておるわけであり、すけれども、そういうふうな経緯もありまして、我々としては目下大蔵省と絶えず緊密な連絡を取つて話を進めておるような次第であります。ただ大蔵省としましては、まあ法律はできてから相当な日数にはなりますが、一般的の方針というふうなものはちよつと立てにくいような事情にあり、また、個々の問題として検討して行きたいということも検討を加えておるわけであり、何分にも中央で認可する、或いはそれが地方の機関を通ずるその間にいろいろ経緯もありまして、誤解もあつたようであり、まだ十分な活動な動きまで至らないことを我々非常に残念に思つておるわけであり、尚今後も大蔵省の方と折衝を逐げまして、この問題の解決に当りたいというふうに考えておるような次第でございます。大体中小企業庁と関連は以上のようなことであります。

○高橋啓君 この中小企業と協同組合の問題ですね。これは各業種で、困つておる問題なんです、今の百人以上云々という制限が届出の事務に對してこのような制限をしたというふうな考え方でなくて、これは絶対に百人が條件だと考へておる人達が多いわけですね。それで新規の手続というのはいくつか、若し百人以上の人を使得

つて業者が協同組合に入つた場合、届出る、ところがそれが大企業であるかどうかという判定は、新規手続でやるということになつておりますが、それが簡単に向うでやるのか、それとも随分面倒な手続でそれを決定するのか、どういふことになるんですか。

○政府委員(記内角一君) この問題今まで我々の了解しておりましたところでは、従来一つも事件が起つておりません。それで我々としては特に問題が起きれば取上げる、入れるかどうかというときはそのときになつて考えるという大体態度でいるようであり、必ずしも届出でたから直ぐたかれるとか、調べてこれにいい、悪いの返事をすると、そういうことにはならないように我々了解しているわけであり、従つて百人以上で入つてくるから直ぐ解散を命ぜられるとか、脱退を命ぜられるとかいうようなことは御心配にならないで結構だと思つておるわけであり、ただその組合が百人以上のものが組合をリードして、まあその組合の名に隠れて横暴をするというふうなことにでもなりましたと問題になります、そうでない限りは公正取引委員会もこれを問題として採上げるといふことはない、こういうふうに考へておる次第でございます。

○高橋啓君 それはまあ建前としては協同組合に入ることがいいんだ。ただ届出の結果の問題という程度の指導でない、非常にきつい指導をしているところは、絶対的にこれは入つちやい、入つておる場合はこれは出さなければいけません、こういうふうな末端の方で指導している官庁もあるわけなんです。そうして業種によつて百

名以下では物にならん業種もある。そのところの末端までそれが徹底するようにしないと、協同組合が組織されるのが遅れるのじゃないか、こういうふうに考へます。

○委員(小畑哲夫君) それでは引続き官庁側の対策をお聞きしてから質疑に移りたいと思つたので、残る問題を組織局長から願います。

○政府委員(近藤正文君) 税の問題、中小企業の問題につきましては、それぞれ担当の政府委員から、或いは係官から御報告申し上げましたので、残りの問題は非常に散漫になつておりますが、それを一括いたしまして私からお答え申し上げたいと思つた。但しその中には私の方で所管をいたしておりました事項もございまして、これは私共の方が聞き知つております程度におきまして御報告を申上げる程度になるかと存じますが、この点も御了解を願いたいと思つた。

企業合理化の問題、特に中小企業の問題につきましては、只今中小企業振興部長から申上げましたように、新しい協同組合法の改正によりまして、現在それらの組合が新法による組織換の際中よりございまして、この新しい協同組合によりまして中小の工業、商業といふものにつきましては、今後強力にこれらの組合の協同施設なり、或いは融資の問題なり、或いは技術の向上の問題なり、或いは技術の向上に、強力に推進して参りたいというふうに考へておるわけでございます。二十五年度の予算におきましても多少その点が増額されて参つて来ておりますし、又融資の問題につきましても、この国会に法律案が提出して商工

中金の大巾な融資の枠の拡大ということも行われる予定でございますので、これら中小企業者の施設と密接な連絡をいたしまして、組織に關する中小企業につきましても、個々の業種の合理化という問題と、それから業界全体につきまして、これらの協同組合というふうな組織を中心にしたしまして、その合理化という問題を取上げて参りたい、かように思つておるわけであり、今後、今後の組織の行政の主要な部分はいくつかの方面に注がれることになるといふように考へておる次第でございます。

尚、この問題に關連いたしまして、輸出の振興対策の問題につきまして、先程いろいろ問題が提示されましたのでございまして、第一に海外の市場の状況を常に調査し、又いろいろ見本なりその他製品の展示所を設け、積極的に海外に對しまして、こちらが呼び掛けて参るといふことにつきましては、極めて重要であることは前から分つておるものでございまして、最近漸くアメリカに對しまして日本の外交官並びに通産省の係官が駐在できるような運びになつて参りまして、この問題に引續きまして、或いはパキスタンなり、インドなり、そういう南洋市場の關係につきまして、逐次そういう施設ができればと思つた。又相当広汎に或いは中南米なりその他の市場におきまして、そういうことができれば外交上の問題を控えておりますので私共が予想しております程度に速に実現しておるわけであり、誠に遺憾に存じておるわけであり、殊に業界の方々が海外市場の状況を把握される

という問題につきましては、只今のところ、漸く随時向々の市場を視察して帰つて参るといふような程度でございまして、常設的なものを海外に持つといふところまでは行つておりませんので、これらの実現につきましては、早急にこれが運びますように努力いたしたいと思つておるわけでありまして。併し最近の情勢では、逐次こういつた方面も改善されて参るといふように思うのでございまして。それからこの海外市場の状況の調査或いは見本等の展示といふような問題に關連いたしまして、最近相当製品の品質の問題につきまして、海外からクレームのついて参るものが多くなつて参りました。結局現在行われております輸出品取締法によります検査につきまして、不徹底な嫌いが十分あるものでありまして、この問題につきましても、急速に改善をする必要があるのであります。戦争中にこれらの輸出検査の制度が廃止されておりましたので、実は本年度までは検査所の建物を作るとか、その施設をいたしますのに相当の予算なり時間がかかりまして、十分なことができなかったものであります。今尙品物によりましては肉眼検査といふようなことをやつておりました。天候の如何、或いは検査する時間の如何によりまして、非常にその結果が違つて来るというやうな極めて原始的検査によらざるを得ない場合もあるものであります。二十五年度におきましては、こういつた検査所の施設は一応完了いたしましたので、今後は検査器具なり検査装置なり、そういったものに相当の予算を注ぎ込むことができるということになりまして、只今国会に出ております二十五

年度の予算にはさういつた関係の予算が繰込まれておるのでございまして、いすれにいたしましても非常に窮屈な予算でございまして、十分とは参りませんが、逐次さういつたことで検査施設の充実といふことに努力して参りたいと思つておるわけでありまして。それから、この輸出を振興いたしました大きな問題、特に繊維につきましては、実は滿韓支の貿易が再開するといふ問題が非常に望ましいこととございまして、勿論中共の關係等もございまして、そう急速にはこの問題は解決いたさないと思ひますが、結論をいたしまして、日本の繊維の輸出が一定の線まで達しまして、これが經常的に維持されるということになりますためには、どうしても滿韓支に対して相当の貿易ができるということが先決問題でございまして、現在のようにボンドブロックとの間の貿易なり、或いは中南米關係その他アフリカとか、さういつた方面との貿易の關係は原則をいたしまして、結局相當のものを買わなければ、こちらから相當のものは出せないということになつておりました。繊維の割込む余地は実はあまり多くないのであります。ところが滿韓支の貿易が若し開けるといふことになりましたれば、これは當時の実績に鑑みまして、相當先ず二割五分から三割程度の輸出といふものは従来これらの市場を対象にして行われておつたのでございまして、この滿韓支に対する貿易が再開されるということは、繊維貿易にとりましては極めて望ましいのでございまして、只今のやうな状況におきましては、ごく一部分或いは香港を経由いたしますとか、或

いはアメリカのバイヤーによりましてごく例外的に取引が成立するという状況でございまして、いつ頃になりまして、又どういふ方法で中共方面との貿易が復活するかという問題につきましては、只今のところ見通しはしないのでございまして、繊維の輸出といたしましては、極めて重要な市場であるといふことを特に痛感いたしておるわけでありまして、思想問題に別をいたし相振興するといふことを大いに期待しておるわけとございまして。

尙輸出振興の問題に關連いたしまして、先程輸出業法につきましてのお話でございしましたが、この輸出業法の制定の問題につきましては、実は通産省といたしまして、又国会方面におきましてもいろいろ検討をされておるのでございまして、只今のところ急速にこの実現を見るということが非常に困難なやうな情勢にあるわけでありまして。特に輸出業法の眼目といたしましては、これはカルテル的な機能を持たなければ實際は意味がないわけとございまして、さういつたことになりましたと、やはり独占禁止法等の法令の關係もございまして、なか／＼只今のところで実現の見込みは乏しいのではないかと、いふように思われるのでございまして、私共といたしましては、何らかのこの輸出に關しまして特に最近殆んど協定貿易でございまして、これを有利に実行するやうな方法を考えなければならぬといふやうに考えておりまして、尙今後できるだけ關係方面とも折衝をいたしてみたいといふやうに考えておるわけでありまして。

しまして、生糸の糸価の安定の問題が今お話が出ましたのでございしますが、これは直接所管いたしておりますのは農林省でございしますが、私共も織物その他製品にいたします關係で、非常に深い関心を持つておるのでございまして、恐らくこの国会に提案になると思つておるのでございしますが、商品取引所法につきましての改正法律案といふものが大体でき上つておるやうでございまして、この改正法律案が通過いたしますれば、生糸につきましては、比較的早い機会に横浜、神戸等におきまうことにならうかと思つております。

ただ生糸の問題につきましては、さういつた取引所等におきましての設置の問題でなく、根本的には繭の増産の問題、同時に而かもそれが輸出に適する繭を作るといふ問題がございまして、この根本的な問題が解決いたしませんと、結局非常に不合理と申しますか、おかしな値段が常に起るといふように思われるのでございまして、これは生糸或いは絹製品の後における外国市場の見通しと脱み合せまして、繭の生産計画といふものを確立する必要があるといふやうに考えておるのでござい

まして、尙この輸出振興の問題に關連いたしておりますが、あとの方に輸入染料の關稅の問題が出ておりますので、今日は大藏省の關係の方が見えておりましたので、この輸入關稅の問題につきまして私が存じております程度で御報告を申し上げたいと思ひます。最初大藏省の方の話といたしまして、この国会にその改正法律案を出したいといふ話で、いろいろ通産省からの意見を求められたのでございまして、その場合に繊維に關しましては、原材料につきましてこれを輸入に仰がなければならぬものにつきまして、国内産業の維持育成といふ問題から、輸入税を課するか課けないかという問題があつたのであります。これは染料も一つの例でございしますが、人絹パルプのやうなものもその例でございまして、將來におきましては十分国内で生産ができるというものにつきまして、現在生産コストの關係等から生産されておらない。或いは設備の關係から生産されておらないといふやうなものにつきまして、差当り若しさういつたものに高率の輸入税を課せしめるといふものは、現在の輸出の価格を到底維持することができない。さうなりましたと、結局輸入税を課けることによつて、現在のドルなりポンドを稼いで来る輸出を止めなければならぬといふ問題が起つて参りますので、さういつたものにつきましては、実は通産省といたしましては、国産で十分原価を賄ひ得るやうになるまでにおきましては、それらの原材料につきまして輸入税を一時的に課けないといふ方法でやつて欲しいといふことを大藏省の方に申入をいたしてございまして。ところがその後、実は大藏省が關係方面と折衝いたしております過程におきまして、一時的にどうやらこの關稅定率法の改正の問題が、棚上げになつておるやうな状況にございまして、急速に關稅定率法の改正法律案が提案されるかどうかといふことにつきまして、現在極めて悲觀的な見通しになつておるやうでございまして、今後大藏省と關係方面との折衝の結果どういふ決定

になるか分りませんが、兎に角現在のところ一応ペンディングになつておるような格好でございます。ただ通産省といたしましては、染料にいたしましても、或いはその他の輸出原料材料にいたしましても、国産で十分に輸出の面を賄い得るというところになります。では、できるだけそういったものに輸入税を課せずにできるだけ安い原料材料を入れまして、そうして輸出の増進を計りたい。かように考えておるわけでございます。そして、そういつた方針の下に大蔵省とは従来折衝いたしております。

それから次に電力の問題につきまして、ここに御意見が出ておるのでございますが、これは資源庁の電力局で所管をいたしておられます事項でございますが、御承知のようにこの第四・四半期から電力料金の決め方が根本的に変更しまして、超過電力料を拂えばいくらかでも無制限に電力は使える。超過電力料と申しますのはその代り普通の電力料の大体十倍くらいの高いものになつておる。そこで第四・四半期にこの電力料が決まりましたので、一月は相当に出水が多うございまして、予想いたしましたよりも一億キロワットアワー以上の出水増ということになつたわけでございます。それで資源庁といたしましては、非常に今の水の状態がいいので、電力の割当の総量を増加して貰いたい。ということと関係方面と折衝いたしておつたのでございますが、一月におきましてはどうしても関係方面の承認を得ることができませんで、一月の割当につきましても、遂に改正を見ないでそのまま経過いたしましたのでございます。

が、二月に入りまして、実は一月以上の出水増がございまして、現在、所によりましては、水をただ流しておるというふうな状況の起つておる所もあるのでございます。そこでこの二月の電力の割当増量の問題につきまして、資源庁から関係方面にたび／＼折衝いたしておりました。確か昨日かと思ひますが、或いは本日だつたかも知れませんが、或る程度の割当増量を増量するというところに決定をいたしましたようでございます。そしてこの決定いたしました増加量につきましては通産省の意見といたしましては、特に中小の企業に對します電力の割当が、ここにもございまして非常に不合理と申します。また、契約電力料に機械的に比例するような割当になつておりました。甚だしいものは従来の実績の二五、六％程度しか行かないという所もございまして、特に中小企業に重点的に増配をいたすという方針でこの増量の問題を処理するというところに相成つておるのでございまして、これはいづれ資源庁の方からはつぎのことが出ると思つておられますが、そういうように考へております。それから向この五十万キロ未満という小さな工場に對する割当方式に對しましては、非常に古い実績を採用しておりましたので、これをできるだけ最近の実績に切替へる、これはそれ／＼地方通産局におきましてその割当と申しますか、処理することに相成つておりますので、その点も併せて御報告を申し上げます。

それから最後に還流クーボン制の問題につきましても、問題は出ておるのでございますが、実は還流クーボン制という制度は最近に始めたものではございませんで、御承知のように繊維につきましては大分前におきましては設備等によりまして、割当をするという方向を取つておつたのでございまして、それが逐次出荷にリンクする、出荷実績によつて割当をするという方向に変わつて、それからその次に還流して参りました切符に對してリンクして原料料を割当するということに方針の大原則は実はなつて来ておるのであります。そこで実は繊維の統制の問題を申し上げないとはつきりしないと思ひますが、御承知のように繊維で現在統制の残つておりますのは綿とスフでございますが、ステープル・ファイブアーにつきましては、極く近い機会にその配給統制が解除される大體見通しがついて参つております。これは先般確か安本長官が国会で答弁申上げておる中によりまして、三月頃には解除になるということを行つておられます、大體そういう方向で行くということを考えております。が、そうなるに綿だけが昭和二十五年におきまして、これらの中に残る唯一の繊維ということになるわけであり、そのところが次々という／＼の繊維の統制が解除されて参つております。同時に先般から絹人絹関係でも非常に危機に遭遇しておられるようなお話もございまして、実は、③どころではない。④を割つてもなか／＼売れないというくらいに値段も下ります。同時に数量も相当沢山国民の方に對して流れて来ておるというふうな状態になつて来ておるわけでありまして、綿というものの統制が一休いつま

で続くかということが将来の大きな問題になつておるわけでありまして、この綿の統制につきましては、この統制がいつ頃解除されるか、又解除された見込があるかどうかということにつきましては、只今のところ予想は非常に困難な問題でございまして、私は恐らく食糧の統制解除の問題と、綿の統制解除の問題は、余り時期が違はずに行われるというように思ふのであります。と申しますのは、国内用の綿の大部分は御承知のようにアメリカの援助資金によりまして賄われておるのでございまして、つまりアメリカの税金に、その統制を解除することができるといふことが、又それがいつ頃になるかといふことは見通しの非常に困難な問題でございまして、まだ相当期間は続くといふように考えざるを得ないと思ふのであります。併し只今までのような情勢が一般に繊維界に残つておるといふ機会が参ると思ふのであります。その時期になりまして業界がその解除の際に最も影響の少ないような態勢を統制しておるということが、こいつた末期的な統制の時期におきましては一番適當ではないかといふようなことか、実はすべての綿の關係につきまして還流クーボン制といふものを採用することが、その場合に解除されたときの状態と一番近似しておる状態になるというふうなことで、この問題を考へて見たわけでありまして、但し或る特定の品種のものにつきましては、御承知のように昨年の三月頃にはゆるる集中生産というふうな問題が起つたりい

たしまして、従来の出荷リンク制なり、還流クーボン制を設備割当に一部切替へされたというふうな事例もございまして、これらを勘案いたしまして、還流クーボン制をいつからどの程度徹底して行かうかということは現在の繊維の需給の状況と申しますか、取引の事態から見まして相当考慮を要する問題であると思ふのであります。この点は私共も一日も早く急いでしやにむにこの制度を實行しておるというふうには考へておらんのであります。いろいろ関係業界の事情を十分徴しました上で、とに角将来これはいつになるか分りませんが、統制の解除されなかつたといふ状態にたゞ一つ残つております綿の統制のあり方を持つて参りたい、かように考へまして、この問題を検討いたしておるわけでありまして、いろいろ業界から陳情もございまして、それから又製品の種類によりまして個々に事情が違ふようございまして、それらの点をできるだけ調整いたしまして、あまり無理のない切換をして参りたい、こいつたように考へておるわけでありまして、ただ問題は根本的にもう綿の統制もそう長くはない、これは止めざるを得ないという認識の方もありますし、又これはそう簡単に解除されないという認識で綿を考へたように根本的に実は未決定でございますので、いろいろ議論が分れるといふことになるのでございまして、特に最近の金詰りの状態と、それから一般の購買力の減少しておる状態から考へて見ますと、第二次製品というふうなものにつきましては、実は統制があるけ

れども軌道に乗つて切符制の行われて
おるものは、その半分以上であるとい
うような実情もございまして、そうい
うところをどう認識の問題が違つて
来るということになると思つたのであ
ります。ただ原則として、一時的に
機械設備等によりまして、一方的に
割当を受けるというようなことが現在
の統制の段階におきましては、適当で
あるかどうかということは根本的に今
検討する必要があると思はれるのでご
ざいまして、私共の考え方といたしま
しては還流クーポン制によりまして、
要するに需要者というものを直結する
ような企業の状態をできるだけ早くこ
こに作上げようということが、一番適当
だと思つて思つたのでございまして
が、この問題は尚具体的の実行問題に
ついては検討いたしておるわけであり
ます。

○委員長(小畑哲夫君) 何か御質疑が
ございましたら……。

○証人(原興一郎君) 企業庁の方はお
帰りになつたようですが、中小企業庁
の振興部長さんから金融の問題につい
てお答えを頂いたわけなんです、見
返り資金を二十五年中には、十五億と
いうお話があつたのでありますが、先
程お願いしましたように大休私共が灰
聞いているところによりまして、数企
業に四百億出す、その四百億の中から
十五億というのは、どうしても僕らの
方では了解に苦しむわけなんです、こ
れは余程大巾に引伸ばして貰いた
い、こういうようにお願いするわけ
であります。それでそういうことを殖や
してくれいと結局言つても限度が分ら
ないものであります、恐らく中小企業
庁では全国の中小企業がどのくらい資

金が枯渇しておるかということが十分
に分らぬのではないかと思います。そ
ういふ意味から言つて、中小企業の方
の本当の資金需要額というものを早急
に調べて頂きたい。それから国家財政
から出し得る供給力、それから中小企
業をどの程度この機会に救ひ上げるか
という尺度を持つて、それで供給力を
それ／＼の部門に割当をして頂く。そ
の方法は中金なり、その他の機関によ
つてやつて頂く、こういうようなこと
を是非お願いしたいわけでありませう。
中小企業庁の方には勿論私共の方から
もお願いしますが、こういう機会に皆
様の方へ特にお願いする次第でありま
す。

○委員長(小畑哲夫君) よく御趣旨は
伝えて善処することにいたします。ち
よつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(小畑哲夫君) 速記を始め
て、実は明日電力の特別委員会の委員
長並びに理事それから通産委員会の委員
長並びに理事との打合せを開い
て、今後電氣に関する諸問題をどうい
うふうに向委員会で審議して行くかとい
うことについて相談をしたいという
申入があつたのであります、これを
こちらからも同調するという申入をし
て御異議ございせんか。

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないとい
ふので、さう決定いたします。尚
特別銘書復旧臨時措置法の審議につ
きまして衆議院との関係もありますし、
向先般公聴会を開きました公述人の記
録が金曜日にはでき上ると思ひますの
で、お手許に配付いたしますが、その後
の審議の計画につきましては委員長並

びに専門室の方に御一任願いますか。
○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないとい
ふので、さう計画いたしましたすか
ら、どうぞその通り御承認願ひます。
それでは本日の委員会をこれで閉じ
たいと思ひますが、最後に再び証人の
お方にお礼を申し上げます。長時間に亘
りまして有効適切な御意見を拜聴しま
した、尚皆さん方の御期待に添ひ得
ますこともありまじやうし、深い得な
い点もあるか分りませんけれども、今
後当委員会としましては、官庁方面と
も十分折衝いたしまして善処したいと
思ひます。大変有難うございました。
これを以て委員会を閉じます。

午後四時四十九分散会
出席者は左の通り。
委員長 小畑 哲夫君
理事 島 清君
委員 廣瀬 兵衛君
下條 恭兵君
中川 以良君
高橋 啓君
深川 榮左衛門君
阿竹 齊次郎君
鎌田 逸郎君
駒井 藤平君
委員外議員 境野 清雄君
油井 賢太郎君
稲垣 平太郎君
國務大臣 通商産業大臣 稲垣 平太郎君
政府委員 通商産業事務
官(中小企業
庁振興局長) 記内 角一君

通商産業事務官 近藤 正文君
(通商繊維局長)
説明員 大藏事務官(主
税局調査課長) 忠 佐市君
証人 日本繊維協
議会理事長 奥 正助君
綿スフ機業
会常務理事 原 興一郎君
日本絹人絹織
物同業会理事 安井 睦美君
日本絹人絹織
物同業会理事 沼田 義雄君
商協会事務理事 渡邊 進君
東洋紡績株式
社経済研究所

二月十三日予備審査のため本委員会に
左の事件を付託された。
一、地方自治法第五十六條第四項
の規定に基き、電氣試験所熊本支
所設置に關し承認を求めるの件
地方自治法第五十六條第四項
の規定に基き、電氣試験所熊本
支所設置に關し承認を求めるの
件
電氣計器檢定業務を円滑に処理す
るため、電氣試験所熊本支所を熊本
市に設置する必要を生じたので、地
方自治法(昭和二十二年法律第六
十七号)第五十六條第四項の規定に
よる国会の承認を求める。